

平成30年度 第1回

大阪府都市計画審議会 会議録

日時：平成31年2月8日（金）

午前10時～午前12時30分

場所：大阪府中央区大手前3丁目1番43号

プリムローズ大阪2階 「鳳凰の間」

議 題

【審議案件】

議第439号「北部大阪都市計画道路の変更」について

議第440号「東部大阪都市計画道路の変更」について

議第441号「東部大阪都市計画道路の変更」について

議第442号「東部大阪都市計画道路の変更」について

議第443号「東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更」について

議第444号「東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更」について

議第445号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置（泉大津市）」について

【報告案件】

都市計画区域マスタープランの改定について

都市計画公園のあり方について（最終報告）

平成30年度第1回大阪府都市計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考
1	学識経験の者 あ 経 験 の 者	塚口博司	立命館大学特任教授	出	会長
2		澤木昌典	大阪大学大学院教授	出	会長代理
3		石黒暢	大阪大学大学院准教授	欠	
4		加我宏之	大阪府立大学大学院教授	出	
5		嘉名光市	大阪市立大学大学院教授	欠	
6		滋野由紀子	大阪市立大学大学院教授	出	
7		島田洋子	京都大学大学院准教授	欠	
8		多々納裕一	京都大学教授	欠	
9		中谷清	大阪府農業会議会長	出	
10		古谷裕子	大阪商工会議所女性会副会長	出	
11		中川元	弁護士	出	
12	関係行政機関 の職員	神山修	近畿農政局長	出	代理:農村計画課長 藏本 外志之
13		森清	近畿経済産業局長	欠	
14		黒川純一良	近畿地方整備局長	出	代理:環境調整官 今須 重明
15		八木一夫	近畿運輸局長	出	代理:交通企画課長 原 辰幸
16		石田高久	大阪府警察本部長	欠	
17	府議会議員	西林克敏	府議会議員(維新)	出	
18		いらはら 勉	府議会議員(維新)	出	
19		前田洋輔	府議会議員(維新)	出	
20		広野瑞穂	府議会議員(維新)	出	
21		西 惠司	府議会議員(自民)	出	
22		みつぎ 浩明	府議会議員(自民)	欠	
23		吉田利幸	府議会議員(公明)	出	
24		加治木一彦	府議会議員(公明)	出	
25	市町村の長を 代表する者	阪口伸六	大阪府市長会会長	出	
26		松本昌親	大阪府町村長会会長	出	
27	市町村議会の 議長を代表 する者	嶋野浩一朗	大阪府市議会議長会会長	出	
28		川嶋玲子	大阪府町村議会議長会会長	出	
29	大阪市長及び 大阪市長会 議長	吉村洋文	大阪市長	欠	
30		角谷庄一	大阪市長	欠	

※ 委員30名中21名出席

平成30年度第1回大阪府都市計画審議会 臨時委員名簿

平成31年2月8日

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	高槻市副市長	乾 博	議題439号	出
2	枚方市長	伏見 隆	議題439号 議題440号	出
3	門真市副市長	日野出 俊夫	議題441号 議題443号	出
4	門真市議会議長	佐藤 親太	議題441号 議題443号	出
5	東大阪市副市長	立花 静	議題442号 議題444号	出

平成30年度第1回大阪府都市計画審議会 幹事・臨時幹事名簿（大阪府）

平成31年2月8日

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	都市整備部長	井出 仁雄	出	
2	都市整備部技監	森岡 武一	欠	
3	事業管理室長	谷口 友英	出	
4	都市計画室長	池田 一郎	出	
5	計画推進課長	高岡 和久	出	
6	交通道路室長	久保 幸太郎	出	
7	河川室長	武井 義孝	欠	
8	下水道室長	稲垣 勝伸	※	臨時幹事:事業課課長補佐 中西 嘉則
9	港湾局長	福井 淳太	※	臨時幹事:計画調整課課長補佐 西端 薫
10	危機管理室長	佐藤 広章	※	臨時幹事:防災企画課総括主査 小城 正樹
11	企画室長	本屋 和宏	※	臨時幹事:計画課課長補佐 杉浦 毅
12	市町村課長	土屋 俊平	欠	
13	府民文化総務課長	小川 勝	※	臨時幹事:府民文化総務課主査 中村 壽孝
14	福祉総務課長	奥村 健志	欠	
15	健康医療総務課長	田中 修	欠	
16	環境衛生課長	木村 直昭	欠	
17	商工労働総務課長	生澤 克彦	※	臨時幹事:商工労働総務課主事 松尾 弘毅
18	みどり推進室長	原 貴美男	※	臨時幹事:森づくり課参事 赤井 俊夫
19	循環型社会推進室長	棗 一彦	※	臨時幹事:産業廃棄物指導課長 小林 正興
20	環境管理室長	小林 啓	欠	
21	農政室長	高橋 修	欠	
22	住宅まちづくり部長	山下 久佳	欠	
23	住宅まちづくり部技監	前田 栄治	欠	
24	住宅まちづくり部理事	山田 順一	出	
25	都市居住課長	中岡 正憲	欠	
26	都市空間創造室長	鶴田 和幸	※	臨時幹事:都市空間創造室参事 平野 浩
27	建築指導室長	山添 光訓	出	
28	住宅経営室長	戸田 光学	出	
29	教育総務企画課長	村田 幸正	※	臨時幹事:教育総務企画課指導主事 渡辺 創
30	施設財務課長	佐々木 浩之	※	臨時幹事:施設財務課課長補佐 渋江 正利
31	文化財保護課長	森屋 直樹	欠	
32	府警本部交通規制課長	平木 拓二	※	臨時幹事:交通規制課管理官 南雲 博之
33	公園課長	井上 泰正	※	臨時幹事
34	公園課参事	中谷 善信	※	臨時幹事
35	計画推進課参事	水谷 経輔	※	臨時幹事
36	計画推進課参事	中村 純二	※	臨時幹事
37	審査指導課長	牧田 武一	※	臨時幹事

平成30年度第1回大阪府都市計画審議会 臨時幹事名簿（市町村）

平成31年2月8日

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	高槻市都市創造部部長代理	新井 進	議第439号	出
2	枚方市都市整備部長	白石 金吾	議第439号 議第440号	出
3	大阪市都市計画局計画部都市計画課長	西江 誠	議第441号 議第443号	出
4	大東市街づくり部都市政策課長	竹田 智英	議第441号 議第443号	出
5	門真市まちづくり部長	木村 佳英	議第441号 議第443号	出
6	門真市まちづくり部都市政策課長	橋本 卓巳	議第441号 議第443号	出
7	東大阪市建設局副技監	江原 竜二	議第442号 議第444号	出
8	東大阪市建設局都市整備部都市計画室長	毛登山 茂	議第442号 議第444号	出
9	泉大津市都市政策部理事	濱田 洋	議第445号	出

目 次

1 開会	1
2 議第439号「北部大阪都市計画道路の変更」 議第440号「東部大阪都市計画道路の変更」について	7
3 議第441号「東部大阪都市計画道路の変更」 議第442号「東部大阪都市計画道路の変更」 議第443号「東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更」 議第444号「東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更」について	32
4 議第445号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置(泉大津市)」について	48
5 報告案件「都市計画区域マスタープランの改定について」	51
6 報告案件「都市計画公園のあり方について(最終報告)」	61
7 閉会	69

1 開 会

(午前10時開会)

【司会】 それでは、ただいまから平成30年度第1回大阪府都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、本日の司会を務めます、都市計画室計画推進課の奥林と申します。どうぞよろしく申し上げます。

本日の審議会は、委員数30名のうち、現在20名の委員に御出席いただいております。臨時委員を含めまして、半数以上の定足数を満たしておりますので、大阪府都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。

また、本審議会は公開で行います。

それでは、審議会の開会に当たり、都市整備部長から御挨拶を申し上げます。よろしく申し上げます。

【井出 都市整備部長】 ただいま御紹介いただきました都市整備部長の井出でございます。

平成30年度大阪府都市計画審議会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。また、日ごろから都市計画をはじめ、都市整備行政の推進に、格別に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年11月、2025年万国博覧会が大阪・関西で開催されることが決定いたしました。応援いただきました皆様に、心よりお礼申し上げます。どうもありがとうございます。

また、今年にはG20大阪サミットも開催されます。大阪のまちが世界から注目される今、「成長と安全・安心のよき循環による豊かな大阪の実現」に向けて、全力で取り組んでまいります。

都市計画は、まちづくりの基本であり、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために重要です。大阪府におきましても、府内市町村をはじめ関係者の皆様の御協力を賜りながら、都市計画を着実に推進してまいります。

本日は、淀川を渡る幹線道路と、門真市駅以南への大阪モノレール延伸を含む7件につきまして御審議をいただくこととなっております。

委員の皆様方には、忌憚のない御意見を賜りますよう、お願い申し上げます。まして、甚だ簡単ではございますけれども、開会の挨拶といたします。本日はどうぞよろしく願いいたします。

【司会】 続きまして、本日御出席いただいております委員の皆様を御紹介します。

初めに、学識経験者の委員の方々を御紹介いたします。

塚口委員でございます。

【塚口 委員】 よろしく願いいたします。

【司会】 澤木委員でございます。

【澤木 委員】 澤木でございます。よろしく願いいたします。

【司会】 滋野委員でございます。

【滋野 委員】 よろしく願いいたします。

【司会】 中谷委員でございます。

【中谷 委員】 よろしく願いいたします。

【司会】 古谷委員でございます。

【古谷 委員】 よろしく願いいたします。

【司会】 中川委員でございます。

- 【中川 委員】 中川です。よろしくお願いいたします。
- 【司会】 続きまして、府議会議員の委員の方々を御紹介します。
西林委員でございます。
- 【西林 委員】 おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 【司会】 いらはら委員でございます。
- 【いらはら 委員】 よろしくよろしくお願いいたします。
- 【司会】 前田委員でございます。
- 【前田 委員】 よろしく申し上げます。
- 【司会】 広野委員でございます。
- 【広野 委員】 よろしく申し上げます。
- 【司会】 西委員でございます。
- 【西 委員】 よろしく。
- 【司会】 吉田委員でございます。
- 【吉田 委員】 おはようございます。
- 【司会】 加治木委員でございます。
- 【加治木 委員】 よろしく申し上げます。
- 【司会】 続きまして、大阪府市長会会長、阪口委員でございます。
- 【阪口 委員】 よろしく申し上げます。
- 【司会】 大阪府町村長会会長、松本委員でございます。
- 【松本 委員】 どうぞよろしくお願いいたします。
- 【司会】 大阪府市議会議長会会長、嶋野委員でございます。
- 【嶋野 委員】 よろしく申し上げます。
- 【司会】 大阪府町村議長会会長、川嶋委員でございます。
- 【川嶋 委員】 よろしくよろしくお願いいたします。
- 【司会】 近畿農政局長代理の藏本委員でございます。

【蔵本 委員】 よろしく申し上げます。

【司会】 近畿地方整備局長代理の今須委員でございます。

【今須 委員】 今須でございます。よろしく申し上げます。

【司会】 近畿運輸局長代理の原委員でございます。

【原 委員】 よろしくお願いたします。

【司会】 加我委員でございます。

【加我 委員】 よろしく申し上げます。

【司会】 本日は、臨時委員5名の方々に御出席いただいておりますので、御紹介します。

議第430号議案に関連して、高槻市副市長、乾委員でございます。

【乾 委員】 乾でございます。よろしく申し上げます。

【司会】 議第439号及び440号議案に関連して、枚方市長、伏見委員でございます。

【乾 委員】 伏見でございます。よろしくお願いたします。

【司会】 議第441号及び443号議案に関連して、門真市副市長、日野出委員でございます。

【日野出 委員】 日野出です。よろしくお願いたします。

【司会】 同じく、議第441号及び443号議案に関連して、門真市議会議長、佐藤委員でございます。

【佐藤 委員】 佐藤でございます。よろしくお願いたします。

【司会】 議第442号及び444号議案に関連して、東大阪市副市長、立花委員でございます。

【立花 委員】 立花でございます。よろしく申し上げます。

【司会】 御紹介は以上でございます。

なお、本日は、他の公務等により途中退席される委員の方々がいらっしゃ

やいますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、審議に先立ちまして、お配りしている資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料一覧を御覧ください。

まず、①「配布資料一覧」及び「委員配席表」これが両面になっております。

②大阪府都市計画審議会条例及び規則。

③「議題」及び「付議案件一覧」両面、並びに「委員名簿」及び「幹事名簿」これも両面になっております。

④資料1、審議会議案書。

⑤資料2、審議会資料。

⑥資料3-1、平成30年度第1回都市計画公聴会の公述人の意見に対する大阪府の考え方（高槻市・枚方市）。

⑦資料3-2、北部大阪都市計画道路の変更（高槻市）に対する意見書。

⑧資料3-3、北部大阪都市計画道路の変更（高槻市）に対する意見書の要旨と大阪府の見解。

⑨資料3-4、東部大阪都市計画道路の変更（枚方市）に対する意見書。

⑩資料3-5、東部大阪都市計画道路の変更（枚方市）に対する意見書の要旨と大阪府の見解。

⑪資料4-1、平成30年度第1回都市計画公聴会の公述人の意見に対する大阪府の考え方（大阪市・大東市・門真市・東大阪市）。

⑫資料4-2、東部大阪都市計画道路の変更（東大阪市）・東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更（東大阪市）に対する意見書。

⑬資料4-3、東部大阪都市計画道路の変更（東大阪市）・東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更（東大阪市）に対する意見書の要旨と大阪府の見解。

⑭資料5、平成30年度第1回大阪府都市計画公聴会記録。

⑮資料6、都市計画区域マスタープランの改定について。

⑯資料7、都市計画公園のあり方について（最終報告）。

以上、資料は16点ございます。

なお、委員及び幹事の皆様には、議案説明時の「パワーポイントの表示画面」を議案ごとにまとめた補助資料も、お手元に配付しております。

漏れている資料はございませんでしょうか。ありましたら、お手をお挙げください。大丈夫でございますか。

それでは、大阪府都市計画審議会条例第5条第1項において、会長が当会議の議長となると定められておりますので、塚口会長に議事進行をお願いしたいと思います。

塚口会長、よろしく申し上げます。

【塚口 会長】 皆様、改めておはようございます。どうぞよろしくお願いたします。本審議会の会長を務めております塚口でございます。

委員の皆様方には、本日は、大変お忙しいところ御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、ただいまから、平成30年度第1回大阪府都市計画審議会の議事に入ります。

今回、御審議いただきます案件は、あらかじめ、皆様方のお手元にお届けいたしました議案書のとおり、「北部大阪都市計画道路の変更」を含む7議案でございます。

最初に御審議いただきますのは、議第439号でございますが、次の440号と相互に関連する内容でございますので、一括して、幹事に説明をさせます。

2 議第439号「北部大阪都市計画道路の変更」

議第440号「東部大阪都市計画道路の変更」について

【幹事 高岡計画推進課長】 大阪府都市整備部都市計画室計画推進課長の高岡でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議第439号及び議第440号の「北部大阪都市計画道路の変更」及び「東部大阪都市計画道路の変更」の2案件は、相互に関連がございますので一括して御説明いたします。

議案書1ページから9ページ、審議会資料1ページから29ページを御覧ください。

まず、高槻市域の都市計画道路の見直しに伴う高槻駅柱本線ほか3路線の変更について、御説明いたします。

高槻駅柱本線については一部区間を廃止、藤の里天川線及び別所山手線については全線の廃止、牧野高槻線については一部区間の廃止としております。

また、本路線については、淀川渡河区間の事業化に合わせ変更するとともに、それと交差する十三高槻線及び京都守口線についても変更することとしております。

各路線の具体的な説明に入ります前に、都市計画道路の見直しの概要について、御説明いたします。

都市計画道路の見直しについては、都市計画審議会でも御議論もいただき、平成23年3月に基本方針を策定いたしました。

この基本方針に基づき、関連市町村など関係者と協議・調整し、協議の整ったものから、順次変更の手続を進めております。

この方針の中で、未着手路線については、交通処理機能や交通安全機能

等といった評価項目により路線の必要性を評価するとともに、都市計画事業の実現性を評価し、廃止や存続としております。

見直しの基本方針に基づき変更した結果について、御報告させていただきます。

未着手の231路線、延長約470キロメートルを見直し対象路線とし、このうち、これまでに、約178キロメートルを廃止し、約148キロメートルを存続とするとともに、約59キロメートルを市へ都市計画の決定権限を移譲いたしました。

個別路線について順次御説明いたします。

まず、高槻駅柱本線の一部区間の廃止について、御説明いたします。

本路線は、JR高槻駅から摂津市境までを結ぶ幹線街路として、4車線、標準幅員22メートルで計画された路線でございます。本路線については、2車線の府道大阪高槻線が重複し、かつ4車線の十三高槻線が並行して整備されることから、必要性は低いとしております。

以上を踏まえ、高槻駅柱本線については、国道171号から摂津市境までの区間を廃止することとし、名称を高槻南駅前線に変更することとしております。

次に、藤の里天川線の廃止について、御説明いたします。

本路線は、国道170号から永楽大塚線までを結ぶ幹線街路として、延長約720メートル、車線数が2車線、標準幅員12メートルとして計画された路線です。

本路線については、重複する2車線の府道枚方高槻線が都市計画で定めます車線数を既に確保しているため、必要性は低いこと、また、実現性も低いことから、廃止としております。

別所山手線の廃止について、御説明いたします。

本路線は、真上安満線から牧野高槻線までを結ぶ幹線街路として、延長約620メートル、車線数が2車線、標準幅員14メートルとして計画された路線です。重複する2車線の府道西京高槻線が都市計画で定める車線数を既に確保しているため、必要性は低いこと、また、実現性も低いことから、廃止としております。

最後に、牧野高槻線の一部区間の廃止について、御説明いたします。

本路線は、新名神高速道路インターチェンジアクセスとなる、4車線、標準幅員32メートルの計画路線です。大阪府では、新名神高速道路へのインターチェンジアクセスとして、府道伏見柳谷高槻線、いわゆる高槻東道路を位置づけ、既に供用を開始しております。この道路によりアクセス機能等、必要な機能は満たされるため、牧野高槻線については、十三高槻線から真上安満線までの区間を廃止としております。

なお、ここまでの見直しの案件については、後に御説明いたします公聴会及び案の縦覧時に意見書の提出はございませんでした。

次に、淀川に架かる新たな渡河橋と、それに関連する都市計画変更について、御説明いたします。

国道170号枚方大橋から上流側にある府道京都守口線御幸橋及び国道478号天王山大橋間の橋梁間隔は約11.8キロメートルとなっており、枚方大橋より下流の府域における淀川に架かる橋梁の平均間隔約2キロメートルに比べて、非常に長いものとなっております。

結果として、府内でも主要幹線である国道170号枚方大橋には特に交通が集中し、平成27年度全国道路・街路交通情勢調査、いわゆる道路交通センサスにおいて、混雑度が2.24と高く、慢性的な渋滞が発生しております。この交通の分散や渋滞緩和のため、牧野高槻線が必要と考えております。牧野高槻線を整備することで、さらなる地域間の交流促進や防

災面の機能強化などが期待できます。

また、新名神高速道路について、平成21年度に高槻市域から神戸市域の区間で本格的に事業着手され、平成30年3月に供用が開始されました。さらに、平成24年度には京都府の八幡市域から高槻市域の区間でも事業着手され、平成35年度の供用に向け整備が進められております。

本路線の重要性や周辺環境の変化から、高槻市、枚方市の両市より早期事業着手の強い要望があり、これを受け、大阪府としても、事業化に向け、牧野高槻線を変更するとともに、それと交差する十三高槻線及び京都守口線について変更することとしております。

まず、高槻市域の変更の具体的な内容について御説明いたします。

牧野高槻線については、十三高槻線以西を廃止するとともに、起終点及び延長を変更いたします。合わせて、名称も変更いたします。

さらに、十三高槻線については、牧野高槻線との交差形状を立体交差によるランプ構造から丁字交差に変更するとともに、構造形式を地表式から一部嵩上式に変更し、牧野高槻線との交差部の幅員を変更いたします。

次に、枚方市域の変更の具体的な内容について御説明いたします。

牧野高槻線については、起終点及び延長を変更いたします。

また、構造形式を地表式から一部嵩上式に、車線数を6車線から4車線に変更するとともに、幅員、名称の変更も合わせて行っております。

また、京都守口線については、牧野高槻線と平面交差とするとともに、牧野高槻線との交差部の幅員を変更いたします。

十三高槻線と牧野高槻線の標準断面については、自転車道を設けるなど、道路構造令等の基準を勘案し、合計26.3メートルの幅員としております。

この案件について、昨年7月に高槻市及び枚方市にてそれぞれ2回、地

元説明会を開催いたしました。

また、8月10日に公聴会を開催し、2件7名の公述がございました。

公聴会における意見を踏まえ、都市計画の案を作成し、11月から12月にかけて、都市計画法第17条に基づく案の縦覧を行いましたところ、81通の意見書が提出されました。

なお、高槻市及び枚方市へ都市計画法第18条に基づく意見照会を行ったところ、意見なしとの回答をいただいております。

公聴会における公述の要旨と大阪府の見解については、お配りしております、資料3-1に記載し、意見書については、資料3-2及び3-4に記載するとともに、意見書の要旨と大阪府の見解については、資料3-3及び3-5に記載しております。

案の縦覧における81通の意見書については、同趣旨の内容も多いことから趣旨ごとに分類し、御説明いたします。

大きな項目としては、「牧野高槻線の淀川渡河位置及びルート」、「十三高槻線のルート」、「構造・まちづくり」及び「事業・環境」の4つとし、意見の要旨と大阪府の見解を、それぞれの項目ごとに御説明いたします。

まず、「牧野高槻線の淀川渡河位置及びルート」に関する御意見について、御説明いたします。

地域住民の意向を尊重し、住居地域の分断とならないような下流へのルート変更といった、道路計画のルート変更を行うべきである。新名神高速道路への併設について各方面に多大な影響があるため、牧野高槻線が優位との考えだが、前島地区としては道路が来ないのが、地域が目指すまちづくりに一番よいという御意見でございます。

これに対する府の見解は、既に都市計画決定されている牧野高槻線の淀

川渡河部約1.5キロメートル区間において、事業化に向けた検討を行った結果に基づき幅員や構造等の変更を行うもので、可能な限り新たな都市計画制限が発生しないようにしております。

淀川の渡河位置を下流へ変更するルートについては、下流部には既に市街地が形成されていること、また、住宅地等を避け、下水道施設などの公共施設を通るルートとした場合には、施設が既に稼働し一体で機能していることや、都市計画施設が重複するなどの課題もあります。これらから、本案が優位と考えております。

さらに、上流へ変更するルートである新名神高速道路への併設については、国や地元市とともに、構造、施工方法及び支障物件等について過年度に検討し、事業費や事業期間に多大な影響があるとの結果が出されており、本案が優位と考えております。

次に、「十三高槻線のルート」に関する御意見について、御説明いたします。

檜尾川堤防を整備強化して、堤防を十三高槻線ルートとして将来を考えたも十分と考え、直線でなくともいいのではないかという御意見でございます。

これに対する府の見解は、既に都市計画決定されている十三高槻線の未整備の約1キロメートル区間において、事業化に向けた検討を行った結果に基づき、幅員や構造等の変更を行うもので、可能な限り新たな都市計画制限が発生しないようにしております。

なお、ルートについては、道路構造令等の基準に基づき、幹線街路としての必要な線形、曲線半径及び交差点処理等を勘案し、本案が優位と考えております。

「構造・まちづくり」に関する御意見について、御説明いたします。

高架道路ができることは前島を分断することであり、将来にわたって環境の悪化を伴う。十三高槻線二期工事について、ルートは計画どおり既存の道と平面交差とし、出入り可能とする以外の工法は絶対反対。平面道路に面した土地が残るはずが、高架道路下の土地となつては、資産価値の違いが大きすぎる。今後のまちづくりに寄与できる道路であることが重要。農業を行っている者は住居と農地の分断、副道もなし、現計画の高架構造では将来にわたってまちづくりができないという御意見でございます。

これに対する府の見解は、十三高槻線の道路構造については、交通安全上の配慮等から、交差形状ができるだけ単純で小さく、可能な限り新たな都市計画制限が発生しないよう牧野高槻線との交差を丁字交差としております。

また、檜尾川及び府道枚方高槻線との交差や、既存道路との交差部においてクリアランスを確保することで通行機能等に配慮するとともに、できるだけ道路によって地域分断とならないよう、橋梁形式としております。

また、高槻市の協力のもと、地域が目指すまちづくりに応じて、必要な副道等の検討も行っております。

最後に、「事業・環境」に関する御意見について、御説明いたします。

十三高槻線二期工事について反対という御意見でございます。

これに対する府の見解は、十三高槻線は、大阪市から高槻市に至る北大阪の放射軸を形成する幹線道路であり、府道大阪高槻京都線及び国道170号のバイパスとして、慢性的な渋滞緩和はもとより、広域的な道路ネットワークの形成や物流の効率化による経済の活性化、さらには災害時の緊急輸送機能を担う重要な路線でございます。

なお、全長約18キロメートルのうち、約17キロメートルの区間で既に整備が進められております。

さらに、牧野高槻線の新設や京都守口線の4車線化の道路拡幅工事により交通量がふえ、騒音、振動、排気ガスの生活環境が悪化する。また、渋滞対策及び渋滞緩和の方策を講じていただきたい。交通面からも居住環境の面からも害ばかりが多く、利の面は極めて少ない。またそれ以外の住民にとっても、交通の利便性からも大して必要ではないという御意見でございます。

これに対する府の見解は、京都守口線については、既に4車線にて都市計画決定がなされており、事業化に向け、牧野高槻線との交差点形状の検討を行ったもので、この結果に基づき、一部区間で都市計画を変更いたします。

さらに、今回の都市計画変更区間外においても、事業者として、牧野高槻線の整備と合わせて、必要な区間を4車線整備することとし、必要な交通処理等を行ってまいります。

道路整備の際には、事業者として事業の各段階において丁寧な説明を行いながら、住環境への影響に必要な対策の検討を行ってまいります。

説明は以上でございます。

【塚口 会長】 ありがとうございました。ただいま、幹事から説明を受けました議案につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

それでは、順番に参りましょう。三名の方がお手を挙げられましたので、まず、枚方市長さんからどうぞ。

【伏見 委員】 枚方市長の伏見でございます。平素は本市の都市計画行政に御支援、御協力を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、本日は地元市といたしまして、臨時委員の発言機会を与えていただき、重ねてお礼を申し上げます。

さて、本市の西側を流れます淀川につきましては、距離にいたしまして

約12キロ程度、本市と接している状況でございますが、対岸へ渡る橋梁は本市南西部の枚方大橋のみでございます。

先ほど事務局より御説明がありましたように、淀川を渡る橋梁は、淀川下流部では比較的密に配置されておりますが、枚方大橋から上流の御幸橋までの区間は約12キロメートルにわたり、淀川を渡ることができない状況でございます。

本市と対岸都市を合わせた80万人都市圏が形成された現在におきましては、枚方大橋への交通集中が、本市南西部の渋滞要因となっているだけでなく、防災上の観点やまちづくりの観点からも大きな課題となっているところでございます。

これらのことから、新たな渡河橋を整備する必要があり、本市みずから検討を行い、課題や整備効果について確認を行ってまいりました。この検討結果を踏まえ、高槻市と認識を深めるとともに、国と大阪府に渡河橋の実現に向けた働きかけを行ってきており、平成28年には大阪府の「都市整備中期計画（案）」に個別事業として位置づけていただき、現在事業化に向けて取り組んでいただいているところでございます。

このたび本審議会で御審議いただきます牧野高槻線が整備され、道路ネットワークが形成されることにより、本市南西部の渋滞が緩和されるだけでなく、平成35年度末に開通予定の新名神高速道路高槻インターチェンジへのアクセス道路としての重要な役割を果たすことが期待できるところでございます。

また、災害等で枚方大橋や御幸橋が通行止めとなった場合の代替機能を確保することができ、周辺地域で災害が発生した際に、緊急物資の円滑な輸送や救援、救助の支援活動など、防災機能の向上にも大きな役割を担うものでございます。

加えて、交通利便性の向上が図られることから、地域間の交流促進や地域の活性化が図られ、経済的にも大きな効果が期待できるものと考えております。

本市といたしましては、本路線の整備に当たり、周辺地域の交通量増加による交通環境や住環境への影響も懸念されるところでございますので、事業実施に当たりましては、地域住民の方々の理解を得るため、御府と蜜に連携を図り、円滑な事業実施に向けた取り組みをさらに推進していく考えでございますので、どうかよろしくお願いいたします。

【塚口 会長】 御意見として承っておきたいと思えます。

それでは、次に、高槻市副市長さん、よろしくお願いいたします。

【乾 委員】 高槻市副市長の乾でございます。本来でありましたら、市長が参りまして出席すべきところではございますが、本日、市議会の特別委員会と重なっておりまして、出席がかないませんので、私のほうから意見を述べさせていただきます。

平素は本市の都市計画行政各般にわたりまして御指導、御支援を賜り、まことにありがとうございます。

本市では大阪府をはじめ、関係機関が連携・協力しながら、計画的に都市基盤整備を進めているところでございまして、平成29年度には、新名神高速道路、神戸・高槻間が開通し、本市の悲願でございました、高槻インターチェンジも開設され、多くの市民がその整備効果を実感しているところでございます。

また、合わせて新名神高速道路のアクセス道路となります高槻東道路や都市計画道路南平台日吉台線などの整備によりまして、本市の交通環境が大きく向上しているところでございます。

加えて、本市の外環状幹線となります十三高槻線につきましても、大阪

府の御尽力により、市域の延長約8キロメートルのうち、大半の整備が完了してきておりまして、約1キロメートルを残すのみとなっております。

このような状況のもと、枚方市と本市が大阪府に対して、幹線道路ネットワークの整備を要望し、牧野高槻線渡河部、十三高槻線Ⅱ期区間、高槻東道路延伸部の3路線を大阪府都市整備中期計画に位置づけていただいたことから、現在事業化に向けた都市計画手続を進めていただいているところでございます。

この十三高槻線と牧野高槻線が交差する前島地区は、今後交通結節点として、地域のポテンシャルが大きく高まることから、本市では地域の方々とともにこの立地特性を生かした計画的なまちづくりに取り組んでいるところでございます。

先日開催いたしました本市の都市計画審議会におきましては、十三高槻線、牧野高槻線の変更議案につきまして、引き続き地域住民の御理解と御協力が得られますように、丁寧に進めていくことなどの御意見を頂戴しておりますので、その内容につきまして既に大阪府にお伝えさせていただいております。

本市におきましても引き続き、大阪府と連携しながら、本事業に対して地域の方々の御理解と御協力を得られますように鋭意取り組む所存でございます。

そして、十三高槻線等の道路整備にあわせた面的なまちづくりが、地域にとっても、本市にとっても、望ましいものとなるように鋭意取り組んでまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましては、本議案に御理解を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

【塚口 会長】 ありがとうございました。

それでは、どうもお待たせいたしました。吉田委員さん、どうぞよろしくお願いいたします。

【吉田 委員】 私は、平成31年4月29日まで府会議員という立場でございまして、今期で引退するものですから、実は長年、こういう都市計画審議会の委員もさせていただいて、今感じることは、常にまちづくりの中で、主体性はやっぱり最前線の地方自治体にあると思うんですね。

それで、実は、人間の血流と一緒に、動脈とか静脈をどのようにつくっていくのかみたいな中から、実はこの戦略性の高いまちづくりをやっていかないと、例えば高槻市、今日は乾副市長と、それから枚方市の伏見市長がおいでですけれども、ここには商工会議所もあって、将来世代について、今我々が努力することが、どう結果を生んでいくのかということを想定しながら、道路はどうあるべきかということを考えていく必要があるだろうと思います。

地元で言えば、コミュニティを分断することが、長年培った人と人とのつながりをどう考えていくのか。これは一例を挙げたら、私、新名神の促進議連で随分長い間、会長をさせていただいていますので、この道路については、今日出たことについて反対するものではありません。

私もここに乗って、それなりに国への働きかけもやってきたものですから、そういうことを申し上げた上で、やっぱり大事な視点としては、この高槻の東道路をやる時にも、安満の牧高線で地下構造方式でやるかどうか云々の話もありまして、地元の市議員さんと私どもが入って、多分100回以上、地元で会合をやりました。そんな中から、小河副知事にひとつの決断をしていただいて、東道路を迂回する形で決定されたというのが現実であります。

ようやく新名神でジャンクション、インターチェンジができて、成合の

地区で5ヘクタールをどのように開発していくのかというようなこともあって、これは税収とのつながりも随分考えていく必要があるでしょうし、市としての総合計画、それから商工会議所はどのような形でここにかかわって、戦略性の高いまちづくりをしていくのか。

今は世界間競争の中で物事が動いていっているわけですね。なおかつ安倍総理がかなりトップセールスをやっていただいていますから、外交においては随分とその成果を生んでいるところであります。したがって、まちづくりも道路も下水道も、このソフトやハードのやり方が、日本の技術が優れているものですから、アジアの発展途上国について、このソフトを買う、あるいはハードでお手伝いをいただくというようなことがどんどん起こっているんですね。

ですから、地方自治体も、そういうことの戦略を描きながら、次の世代にどういう環境を残すのか。道路の役割は言うまでもなく経済活動であり、生活道路でもあり、それから、災害の時の、これはやっぱり複数、道路をたくさん求めておかなければ、一旦、この天変地変がこれだけ多く続く中ですから、こんなことも考えながらやっていく必要があるだろうと思います。

それで、81意見書が出ているということですから、この辺のことはやっぱり重く受けとめて、市は市として主体的に考えていく必要があるでしょうし、府を頼るというよりも、市が主体的にやっていくことも必要でしょうし、府は府で役割を果たすべきことも考えていく必要があるだろうと思います。

まちづくりは、他人事ではないんですね。自らの問題として考えていく必要があるでしょうし、地元の人にとっては、そこには先人が築いた歴史が随分あるわけで、そこには人と人のつながりがあって、そんな重たいこ

との中から、単純に反対といった意見も出てくるでしょうが、経済活動も全てのことを考えた時に、スピーディーに1つの事業を完成させていくということも、一方での責務があるだろうと思うんですね。

十三高槻線で随分玉川橋団地とか下田部団地のほうで反対された方がいらっちゃって、随分遅れました。これをもっと早くやっていたら、もう今ごろ走っているんですよ、既に。

そんなことを考えた時には、早く事業を形に現していくということも必要でしょう。ただ、密度濃くね。私は行政のやり方としては、何かやる時に密度濃くやるかやらないか、毎日でもこの目的達成のためには全力を尽くすと。それから、地元での御意見をしっかりと受けとめて、極力その意見を、全部は完成形にはできないだろうと思いますけれども、全く何もやらないということも、これはやっぱりだめだと思いますので、環境の問題とか、いろんなことが出てきたと思いますので、そのことを十二分に、大阪府も受けとめないといかんでしょうし、高槻市も枚方市も、しっかりと受けとめて頑張っていたいただきたいなと思います。

当然、議会としても、そういうことについて注視しながら、我々も精一杯、皆さん方の声をしっかりと受けとめていきたいと思えますし、まちづくりの中で、要するに最終的には、将来世代にとって、あの時、先人の人がこれだけの努力をした、あるいは大阪府も高槻市も枚方市も、それからここにいる市長会の阪口伸六さんも、町村会長の千早赤阪村の松本村長も来ておられるし、これ他人事ではなくて、これからのまちづくりは、私は首長の決断と覚悟で全て決まっていくような気がするんですね。決裁権を持っている人が頑張らないといけないのですよ。

だから、今、府議会で自民だ維新だというような時代とは違うんです。世界へ向けて大阪が関西を引っ張っていかなければならない時期に差しか

かっているわけですから、その辺のことを考えた時に、いいことはみんなでやると。しっかりと、スピーディーにやっていくと。このことがやっぱり大事なことだと思いますので、私、これで引退するという事で、長々と話しましたけれども、できれば皆さん方にしっかりと受けとめていただいて、政治は結果ですから、結果として形に現していくと。

幸いにして私、32年間やっていて、大体言っていたことが25年後にこうやって完成形で見られることは、非常に私自身は幸せなことだったと思います。そんなことを申し上げておきたいと思いますので、何かこれについて、大阪府なり高槻市なり枚方市さんで御意見があればお聞かせをいただければありがたいと思います。

【塚口 会長】 ありがとうございます。

何か事務局のほうで。どうぞお願いいたします。

【幹事 井出都市整備部長】 御意見ありがとうございます。

私も先ほど先生がおっしゃられましたように、第二名神の都市計画の折には、深く関わらせていただきました。地元の方々からさまざまな御意見をいただきながら、その御意見をいろいろと地元で議論しながら進めてきたつもりでございます。

今回の件につきましても、たくさんの意見書、それから公聴会での御意見を賜っているところでございます。十分に話し合いをしながら、できること、できないことがあるとは思いますが、真摯に受けとめて進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【塚口 会長】 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

【加治木 委員】 恐れ入ります、加治木です。この牧野高槻線について一言申し上げます。

私自身、淀川の下流、大阪市淀川区に暮らしておりまして、淀川という非常に身近な存在です。数年前に、実はこの新御堂筋の架かっています新淀川大橋から枚方大橋まで歩くというイベントに参加しまして、約20キロ歩きました。確かに御説明にあったとおり、下流域は結構橋が建て込んでいまして、次の橋まで頑張っただけで歩こうという、それがひとつ目安になったんですが、淀川新橋から枚方大橋まで、これ見ても4.5キロですか、かなりあるなど。その枚方大橋を、淀川右岸をずっと歩いてきて、左岸に渡ってゴールだったんですが、そこから先、橋がないという、10キロ以上橋がないという、これを改めて地図で見て、それまでの兩岸の行き来というのが、歴史的なつながりがどれだけあったかというのが、やはりこういう橋に表れているのではないかと感じた次第です。

ですので、この御説明を事前にお聞きした時に、枚方大橋から御幸橋の間に1本橋を架けたいんですと、これは確かに私もそれはそれであってもいいかなと感じた次第ですが、もう一方で、今日、傍聴にも来られていますけど、地域の皆様の御意見、また、公聴会での議事録等を読んでいますと、それが本当に地域の皆さんに喜んでもらえるものなのかと。

これまでも恐らくずっと丁寧に説明を重ねてこられたのかもしれませんが、これはやはり皆さん、確かに全ての人全てが満足するというのは難しいことかもしれませんが、でもやはり、そこに橋を架けて、いろんな負担が発生する地域の人たちに対して、どこまできちんと向き合っただけで説明をして、誠意を尽くしていくのかということも大事ではないかと思えます。

皆様、こういうことはないと思いますが、この国も、これまでいろんな大きな公共事業をやってくる中で、地元の反対を押し切って強行してやったがために、いまだにずっとしこりが残っている地域もあるわけです。そういうことには決してなあって欲しくないですし、やはりできたからには、

先ほど吉田委員からもありましたけど、20年後、30年後の人たちが、やはりあの時に橋をつくってよかったなど、これは誰もが納得できるようなものにして欲しいとも考えております。

でも、まずは今ここで決断する上で、これだけの意見が出ているということも重く受けとめていただきたいですし、私自身もまた重く受けとめて、考えさせてもらいたいと思います。

以上です。

【塚口 会長】 はい、どうぞ。

【阪口 委員】 先生、先ほど御指名いただいたんで恐縮だと思いながら、長年、ありがとうございます。まだまだお元気で頑張っていたかかないかん。

たまさか、うちには堺泉北の臨海コンビナートというのがありましてね。12キロの間、橋がないと、淀川はそれだけ橋がなかったか、枚方大橋が大分距離あいてるなどと思ったんですけれども。高石は堺泉北臨海コンビナート、特に泉北1・2区と浜寺大橋と高石大橋と4キロぐらいですよ、間が。それが片側3車線の6車線で、バンバン車が走っていますね。

堺泉北は西先生も西林先生も皆御存じのように、堺、高石合わせて約4兆円ぐらいの製造品出荷額です。これはもう大阪全体の13%から15%ぐらいのものづくりをやっているんです。もちろんそこへ勤めている方は、臨海コンビナートに住んでいません。高石に住んでいたり、堺に住んだり、あるいは和泉やら大阪市、いろんなところから勤めに来ていると思うんです。

やはり産業と雇用というか、住まいというのは、これまさに非常に大事なところでありまして、前にも国土利用計画でしたか、この新名神で高槻さんが環境問題をいろいろクリアされながら、いろんな産業の構想を持っ

ておられる。誘致と申しますか、企業のそういったものができてくれば、枚方から勤める方もおられるかもわからない。逆もあるかもわからない。そういうことを考えれば、私はこれはすごいというか、逆にもう早期に実現されて、早くフル稼働していただくべきかなと。

もちろん地元のいろんな課題につきましては、我々市町村長も常に細心の注意を払って、その辺は伏見さんも、濱田さん・高槻市さんもされると思いますけれども、十分それをされながら、やはり、まさに未来のための投資ですから、頑張っていたきたいと思っております。

【塚口 会長】 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

【吉田 委員】 せっかく経産局長、農政局長、整備局長、運輸局長も来ていただいているのでね。阪口さんも、市長会の会長をやっていただいています。今、待つて仕事をしていたら、もう絶対あきません。チャンスをつかめない。それから、どこかの企業を持ってくるために何が必要かといったら、金を出すことも必要なんです。今、良い企業を呼ぼうと思ったら、50億出さないと来ません。だから、10億しか出しませんみたいなことをやっていたら、よそへ行ってしまいますから。

1つだけあったけれども、三重県の鈴木知事は、簡単に決断して、鈴鹿の市長と組んで、土地・建物、全部うちで用意しますと。そうしたら、向こうが勝ってしまいます。

こういう状況が起こっているということと、それからもう1つは、今、淀川の舟運の問題で、今の整備局長の前の局長でしたか、いろんな会社とか、沿線上の首長も集めてプラットフォームをこしらえて、いろんなことの蓄積をやった上で、舟運で、また観光で活かしていくというような話も出てたんで、ここの話とはおよそ関係ないと思われるかもしれませんが、し

かし、経産局長も全部それぞれが経済活動の中でどうしていくかということですから、産官学も含めて連携すること。

それから、情報を共有化することが非常に大事なことだと思いますので、この道路ができ上がって、経済活動をどうしていくのか、商工会議所も当然、みんなで寄ってプラットフォームをこしらえて、その戦略を練り上げるということが絶対必要だと思います。

ようやくこの対岸の枚方といろんなことをできるようになってきたわけですね。お互いにビジネスチャンスはどう創出していくかという、これは今、チャンスを迎えているわけです。そうですけどG20で何らかの形で関係する地方自治体ありますか。多分ないと思ってます。大体、家族も含めて、記者も含めていっぱい来るわけです。この時に、他の国の、アジアとどう結ぶかとかいうのは、地方自治体だってできるということを考えながら物事を進めていく必要があるだろうと思います。こんなことをここで申し上げるのはどうかと思います。しかし、こういうことを市長会でも考えていていただきたいと思うんですよ。これは外務省の話や、国の話やと考えず、まさしく自分でチャンスをつかみにいかなあきません。

それは鳥栖にナイキの生産基地、アジアの生産基地を持ってきたのは県会議員ですから、誰が働いてもいいんですよ。結果として、何をやるかが問題なんですよ。そんなことをちょっと強く申し上げておきたいと思います。

【塚口 会長】 ありがとうございました。

中川委員さん、どうぞ。

【中川 委員】 枚方市長様とか高槻市副市長様の話で、必要性とか事業についての思いというのがよくわかりまして、別に反対するわけじゃないんですけども、先ほど吉田委員さんもおっしゃられましたように、意

見がたくさん出ていて、その中でコミュニティ分断と環境影響というのが大きいと思うんですけれども、この審議会の中で御説明できる場所があればということで結構なんですけれども、環境影響に関する調査とか、あるいはモニタリングの予定とか、そういうことについて追加、御説明を事務局でしていただけたら、お願いしたいなと思います。

【塚口 会長】 それでは、幹事からお答えいたします。

【幹事 久保交通道路室長】 大阪府の交通道路室の室長の久保でございます。

今回、御説明差し上げております事業の道路の計画については、都市計画の手續として必要になるアセスメントの対象にはなってございませんけれども、事業を行う上でいろんな御意見もいただいているわけでございますので、現在、環境に関する予測調査を実施してございます。

今後、事業化を行う段階で、これらの結果を御説明申し上げて、そしてまた、評価を御説明申し上げ、対策案が必要になった場合には、それらも含めて住民の皆様にも事業化の前に御説明申し上げながら、円滑に事業を進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

【塚口 会長】 中川委員、よろしゅうございましょうか。

【中川 委員】 はい。

【塚口 会長】 ありがとうございます。

他に御発言はございますでしょうか。

どうぞ、前田委員。

【前田 委員】 私も市長さんのお話を聞かせていただく中で、また、公益的な観点から見た時に、反対するものではないですけれども、意見の中で、今後のまちづくりに寄与できる道路であることが重要であったり、

また、高架道路と平面道路に面した土地ということで、資産の価値の違いが大きすぎるといふ指摘があったり、また、将来にわたってのまちづくりができないといったような御意見が書いてあります。

それに対して高槻市の協力のもと、地域が目指すまちづくりに応じて、必要な検討を行っていくということがあるんですけども、恐らく地域の皆さん、前島地区の皆さんからしたら、このあたりがどうなっていくのか、明確なことが示されないから、たくさんの御意見が上がってきているんだと思います。

なので、ここで説明いただける範囲で結構ですので、この高槻市の協力のもと、どういう検討を行っていくのかということをお説明いただければ、お願いします。

【塚口 会長】 どちらからお答えいただけますでしょうか。

それではお願いします。

【幹事 高岡計画推進課長】 都市計画の担当として、少し御説明差し上げます。

事業の段階でいろんなことが起こりますので、現段階で申しますと、都市計画においては、まだ高槻市さん側でどういった土地利用をしたいかという御検討をされております。また、まちづくり協議会さんに御提示する準備をしている段階で、まだ具体的にお示しをしていることではありませんが、大阪府といたしましては、今後、出てまいります土地利用の方針とか、どういう土地利用をしていくのがいいのかということをお話した上で、今後整備する道路の構造等も合わせまして御提案・御提示をさせていただきたいと考えております。

ということで、今後のことではございますが、皆様方とプランニングしながら進めてまいりたいと考えております。

【塚口 会長】 続いてどうぞ。

【前田 委員】 まちづくりの部分に関しては、丁寧に地域の声も聞きながら、勉強会をしっかりとやって、検討を重ねていくということですね。わかりました。ありがとうございます。

【塚口 会長】 ありがとうございます。

他に御発言はございますでしょうか。

はいどうぞ、広野委員。

【広野 委員】 御説明ありがとうございました。今の前田委員の追加、ちょっと要望的になっていくんですけれども、僕も決して反対する側の立場ではないんですが、単に道路をつくります、橋を架けますという話になってしまうと、住民側としては、これは渋滞緩和とか、そういう公害問題とか、負のイメージが強くなってきてしまう部分が大いだと思うんですね。だから、橋を架けたことによって、そのエリアをどうするのかというところは、これから今、検討されますというお話だったんですけど、そこはやっぱり地域住民の方に、もうちょっと具体的な将来ビジョンですよ、その橋を架けたことによって、このエリア一帯がどういうまちに変わっていくのかとか、それを高槻市がどう考えているのかとか、枚方市はそこをどうしようと思っているのかという、そういうことの補足説明をしながらやっていかないと、なかなか地域の方の要望というのは得られないんじゃないか、賛同というのは得られないんじゃないかなと思うんですね。

そうじゃないと、ここに道路が通ります。じゃあ、うちは、家と農地が分断される。これはめっちゃ不便じゃないかと、どうしてくれるんだと、こういう個々の負の話になってくると思うので。ここに道路が通ります、それによって、このエリア一帯はこういうビジョンでまちができるんですよというところをやっぱり示してあげて欲しいなと思いますので、これは

ちょっと要望としてお伝えしておきます。

ありがとうございました。

【塚口 会長】 他に。どうぞ。

【嶋野 委員】 大阪府市議会議長会の会長をさせていただいております、摂津市議会議長の嶋野と申します。後ほど賛否を採るということでございますので、1点だけ確認をさせていただきたいなと思っております。

この牧野高槻線の必要性につきましては、枚方市長さんと高槻の副市長さんからお話をいただきましたので、私もその必要性については感じているところでございます。

ただ、今日はある意味、市町村の立場からお話をするということだと思いますので、少し申し上げさせていただきますと、何年か前に、大阪府の都市計画決定が廃止をされるということになりました。それはいろいろと精査された中で、廃止がされたわけなんですけれども。しかし、そのことによって、我々摂津市におきましても、非常に大きな影響がございました。

これは我々だけではないと思うんですけれども、例えば、都市計画を打たれたことによって、具体的な事業を進めていく上におきまして、土地の買収等も、相当進めてきたわけなんです。それが、都市計画がなくなったことによって、そういった思いも、ある意味、形にならなかったという事例は実際にあると思います。

そういうことを考えた場合には、新たに都市計画を打ったりとか、あるいは変更する際には、本当にそれが実現できるのかということについては、今まで以上に精査をしながら、私は上程をしていただきたいと思いますと強く感じております。

その点で申し上げますと、この牧野高槻線につきましては、この線だけが変更されて実現されても意味がないと思っています。どういうことかと

言いますと、十三高槻線が実際、相当に進んでまいりましたけれども、まだ未着工の部分がございまして、まさにその部分が、今回問題になってきているんだろうと思います。

そこについては、いろいろと意見書もいただいた中で、実現に向けていろいろとアンダーグラウンドの中でも交渉はされていると思いますけれども、本当に十三高槻線について、今の未着工部分がしっかりと着工に向けて前へ進んでいくんだということが、ある意味、確信が持てないと、私はこの牧野高槻線についても、やはり意味のないものになるんじゃないかと思っておりますので、1点、その点について、今日もし説明できるのであれば、お答えをいただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

【塚口 会長】 十三高槻線全体についてということでございますか。

【嶋野 委員】 全体というよりも、この牧野高槻線に関する十三高槻線との接続部で未着工の部分がありますので、これがしっかりと着工しないことには、牧野高槻線ができて、私はあまり意味がないのかなと思っておりますので、その部分についてお聞きをしたいと思っております。

【塚口 会長】 ありがとうございます。

それでは、どうぞお願いします。

【幹事 久保交通道路室長】 十三高槻線につきましては、現在も高槻市域で整備を進めております。御指摘のように、この淀川を渡る渡河と、それから残っている十三高槻線の区間をセットで同時に事業をしていかないと、双方の機能は、特に橋の機能は果たせません。

私ども事業者といたしましては、所定の都市計画手続が終わった後、事業化に際して、建設事業評価審議会という評価審議会を経て、こちらで事業の裁可をいただいた後、事業に着手していく予定としてございます。

具体的に今回の計画につきましては、予定として平成31年度に建設事

業評価を経て、32年度末までに事業の着手に入りたいと思っていますし、
いろいろな意見をいただいていることにつきましては、その事業化に際する
説明会を再度実施して進めていこうと考えております。

以上です。

【塚口 会長】 ありがとうございます。大分多くの御意見もいただき
ましたが、他にございますでしょうか。

御発言も一応途切れたようでございます。

幾つかの御意見、御要望もいただきましたが、特に大きな反対というわ
けでもなかったように思いました。

ただ、当然のことながら、きちっと採決してまいらなければなりません
ので、お諮り申し上げたいと思うんですけれども、この2案でございま
すが、一括して採決を行うということで、皆様方よろしゅうございますで
しょうか。

(「異議なし」の声)

【塚口 会長】 特に異議がないようでございますので、両議案、43
9号、それから440号の2つを一括して採決したいと思えます。

議第439号、440号を原案どおり承認することに御異議はございま
せんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【塚口 会長】 ありがとうございます。異議がないようでございま
すので、原案どおり可決いたします。

それでは、本日御出席いただいております臨時委員の方々に御移動をお
願いしたいと思いますので、しばらくお待ちください。

臨時委員の方、どうも御苦勞さまでございました。ありがとうございます。
す。

次に、御審議いただきますのは議第441号でございますが、442号、443号、444号と相互に関連する内容でございますので、一括して幹事に説明させます。

3 議第441号「東部大阪都市計画道路の変更」

議第442号「東部大阪都市計画道路の変更」

議第443号「東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更」

議第444号「東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更」について

【幹事 高岡計画推進課長】 議第441号から議第444号までの「東部大阪都市計画道路の変更」及び「東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更」の4案件は、相互に関連がございますので、一括して御説明いたします。

議案書11ページから25ページ、審議会資料31ページから69ページを御覧ください。

大阪モノレールは、大阪空港から門真及び彩都方面を結び運行している、延長が約28キロメートル、駅が18カ所ある都市高速鉄道です。

今回、その区間の南端にある門真市駅からさらに南に約8.8キロメートル延伸し、交差する既存鉄道4路線を環状方向につなぐことにより、計10路線と接続する広域的鉄道ネットワークが形成されるよう、都市計画を変更いたします。

大阪モノレールの延伸については、門真市から東大阪市瓜生堂までの区間が、平成16年の「近畿地方交通審議会」答申で、京阪神圏において中長期的に望まれる鉄道ネットワークを構成する新たな路線として位置づけられました。

平成26年に、大阪府の公共交通戦略の中で、事業実施の可否について個別に検討する路線として位置づけ、事業スキームや採算性を精査した上で、平成28年に、大阪府戦略本部会議において事業化を決定いたしました。

その後、平成30年7月に、大阪高速鉄道株式会社が、軌道法に基づく軌道運輸事業特許を国に申請し、現在手続中です。

その中で、大阪モノレールの道路への軌道敷設について、国から道路管理者である大阪府、大阪市、東大阪市に対して意見照会があり、各議会でこれに同意する旨、議決されたところです。

それでは、大阪モノレールの延伸とそれに関連する都市計画の変更の内容について、順次御説明いたします。

今回延伸いたします約8.8キロメートルの区間には、駅を4カ所と車庫を1カ所設けます。駅名、車庫名ともいずれも仮称ではございますが、門真南駅で大阪メトロ長堀鶴見緑地線と、鴻池新田駅でJR学研都市線と、荒本駅で近鉄けいはんな線と、瓜生堂駅で近鉄奈良線と、それぞれ接続いたします。

また、路線拡大に対応したダイヤ編成が可能となるよう、瓜生堂駅の北側に瓜生堂車庫を設けます。

今回延伸する大阪モノレールは、大阪中央環状線の道路空間を利用し敷設することを基本としております。この区間の多くは、幅員が約120メートルあり、道路断面としては、本線、分離帯、側道、歩道及び中央部に近畿自動車道が通る構成となっております。

そのうち近畿自動車道は中央部で西寄りに築造されているため、本線南行き車線との間に幅員約25メートルの未利用地が存在しております。このため、大阪モノレールの導入空間の検討に当たっては、現道への影響を

考慮し、この未利用地を利用することを基本とし、未利用地が使えない場合には分離帯を、さらに、分離帯が使えない場合には歩道の植樹帯を利用し計画することとしております。

都市計画法運用指針に基づき、都市計画施設としては、都市モノレールを都市高速鉄道として決定するとともに、モノレールの橋脚などのインフラ部分が道路として整備されるため、特殊街路の都市モノレール専用道として都市計画決定いたします。

さらに、モノレールの建築限界の端から端までを都市モノレールの運行に必要な空間とし、幅員8メートルを、大阪モノレール及び大阪モノレール専用道の都市計画の幅員として決定いたします。

また、「モノレール設置基準」に基づき、沿線に対する消防活動のための空間として、建築限界の外側に6メートルの側方空間を、街路等の区域内で確保する必要があります。このため、道路構造等により現行の街路の区域内で空間が確保できない場合には、側方空間を確保するために、その区間の街路の区域を変更いたします。

駅部については、駅構造物の端から端までを都市計画の幅員として決定いたします。また、防災上必要な側方空間としては10メートルを確保いたします。

次に、モノレールを延伸する区間の平面線形について、北から順に御説明いたします。

現在の終点である門真市駅付近から門真市道松生町東西線までの約680メートルの区間は、大阪中央環状線の幅員が約60メートルであり、道路構造上、未利用地や分離帯がないことから、歩道の植樹帯の空間を利用することとしております。このため、側方空間に必要な幅員については、大阪中央環状線を東側に2.5メートルから7メートル拡幅し、確保するこ

ととしております。

門真市道松生町東西線を過ぎると大阪中央環状線の幅員が約120メートルとなります。門真ジャンクションの北側までは未利用地などを利用し、大阪中央環状線の幅員内で、側方空間を含めた導入空間を確保いたします。

門真ジャンクション付近では、第二京阪道路や事業中の淀川左岸線延伸部の橋脚などが多くあり、複雑な構造となっているため、施工性、経済性などを勘案し、東側へ線形を振り、国道1号の区域を通るルートとしております。これに伴い、門真ジャンクションの前後において、大阪中央環状線の一部区間の区域を変更いたします。

また、大阪メトロ長堀鶴見緑地線との交差位置に門真南駅を設けます。

大阪中央環状線に戻り、未利用地や分離帯を利用してさらに南下し、JR学研都市線の南側に鴻池新田駅を設けます。

その後も同様に、トラックターミナル入り口交差点まで南下いたします。トラックターミナル入り口交差点を過ぎ、大阪中央環状線より南東方向に進路を変え、東大阪市決定で追加される若江稲田線及び同じく東大阪市が都市計画変更する新庄荒本北線を利用し、荒本駅へ南下いたします。荒本駅は、近鉄けいはんな線に接続でき、公共施設へのアクセスも考慮し、東大阪市役所付近に設けます。

阪神高速東大阪線を越え、大阪中央環状線の東大阪ジャンクション南東側の外縁部を通過して本線に戻ります。

さらに未利用地や分離帯を利用し南下し、近鉄奈良線との交差箇所に、瓜生堂駅を設けます。

同じ位置で、近鉄奈良線にも新駅設置の予定がございます。

瓜生堂駅の北側には、瓜生堂車庫を未利用地に設けます。

次に、延伸区間に設ける4つの駅に関連する交通広場など、各市の都市

計画施設について御説明いたします。

門真南駅では、大阪メトロ長堀鶴見緑地線の門真南駅に既に門真南駅前交通広場があるため、この施設を共通で利用いたします。

二つ目の鴻池新田駅では、大阪中央環状線の東側に大阪モノレール鴻池新田駅前交通広場を、東大阪市決定で追加いたします。

なお、この交通広場と大阪中央環状線の西側への歩行者などの動線は、立体横断施設により直結される予定となっております。

三つ目の荒本駅では、東大阪市が都市計画変更する、新庄荒本北線の副道部分に、車両の乗り降りのためのスペースを確保するとともに、新庄荒本北線の西側への歩行者などの動線は、立体横断施設により直結される予定となっております。

最後に、瓜生堂駅では、大阪中央環状線の東西に瓜生堂駅前交通広場を、東大阪市決定で追加いたします。

なお、駅から交通広場や、駅の南東、北東、北西への歩行者などの動線は、立体横断施設により直結される予定となっております。

このうち北東側への立体横断施設に必要な区域については、大阪瓢箪山線の一部区域を東大阪市が都市計画変更いたします。

以上の都市計画の変更点をまとめて御説明いたします。

大阪府決定として、門真市、大阪市、大東市域の都市計画都市高速鉄道について、223-2号大阪モノレールの延長約1,320メートルを約5,080メートルに変更し、主要施設として門真南駅を追加いたします。

また、都市計画道路について、9・7・223-1号大阪モノレール専用道の延長約1,320メートルを約5,080メートルに変更し、3・1・223-1号大阪中央環状線の一部区間で区域を変更いたします。

東大阪市域の都市計画都市高速鉄道については、227-5号大阪モノ

レールを追加いたします。

延長は約5,040メートル、主要施設として鴻池新田駅、荒本駅、瓜生堂駅及び瓜生堂車庫がございます。

都市計画道路については、9・7・227-1号大阪モノレール専用道を追加いたします。延長は約5,040メートル、主要施設として瓜生堂車庫がございます。

次に、東大阪市決定の都市計画道路については、7・4・227-7号若江稲田線、延長約600メートルを追加し、3・4・227-36号新庄荒本北線の一部区間で区域を変更し、3・1・227-1号大阪中央環状線に大阪モノレール鴻池新田駅前交通広場及び瓜生堂駅前交通広場を追加し、3・5・227-42号大阪瓢箪山線の一部区域を変更いたします。

これらの東大阪市決定案件は、1月24日に開催されました東大阪市都市計画審議会で承認されております。

この案件について、地元説明会、都市計画法第16条に基づく公聴会及び同第17条に基づく案の縦覧を行った結果について御説明いたします。

地元説明会は、昨年7月に、門真市域で1回、大阪市域で1回、大東市域で1回、東大阪市域で3回の計6回開催いたしました。

公聴会は8月に開催し、3名の公述がございました。公聴会では、延伸区間を2段階に分けて開業することや、沿線の住環境への影響の懸念、用地買収と補償についての意見が公述されました。公聴会における公述の要旨とそれらに対する大阪府の見解は、お配りしております資料4-1に記載しております。

公述された御意見を踏まえて、都市計画の案を作成し、その案の縦覧を11月に行ったところ、2通の意見書が提出されました。意見書については、お配りしております資料4-2に記載するとともに、意見書の要旨と

大阪府の見解については、資料4-3に記載しております。

なお、門真市、大阪市、大東市及び東大阪市へ都市計画法第18条に基づく意見照会を行ったところ、意見なしとの回答をいただいております。

では、提出されました意見書の要旨と、それらに対する大阪府の見解について御説明いたします。

意見書については、趣旨ごとに4つの項目に分けて御説明いたします。

まず、住民の安全性に関する御意見について、御説明いたします。

若江稲田線では、モノレールの高さが約12メートル。災害時にモノレールが横倒しになると人命にかかわるので、住民の安全の観点から、民家等の居住地からモノレールの高さ以上の距離を確保して欲しいという御意見でございます。

これに対する府の見解は、大阪モノレールは最新の「道路橋示方書」に準じて定めた「大阪モノレール構造物設計指針」に基づき設計施工することとしており、落橋等の致命的な状況にならないよう、所要の耐震性を確保いたします。

次に、モノレールのルート選定に関する御意見について御説明いたします。

走行性、施工性、住民の安全性の面から中央環状線沿いに直進する案が最も妥当。直進するルートをはじめ、他の複数のルートからこの案を選定した根拠について、提示を求めるといふ御意見でございます。

これに対する府の見解は、大阪モノレールの計画では、交差する鉄道各線との乗り継ぎを重視しております。荒本付近のルートについては、近鉄けいはんな線との接続や、集積している市役所、図書館など公共施設へのアクセスを考慮し、荒本駅を設けることとしております。線形はできるだけ直線となるルートを選定しており、曲線部もできるだけ半径が大きく曲

線長の短い線形としております。荒本駅に至るルートを選定に当たっては、既存の街路の中で、走行性、施工性、安全性が確保でき、走行距離が最も短く、曲線長も短い若江稲田線などを利用する現案としております。

次に、沿線の住環境への影響を懸念する御意見について御説明いたします。

環境保全目標について、どのような調査や根拠に基づいて定められているのか、また、基準値を上回った場合、どのように補償されるか教えてほしいという御意見でございます。

これに対する府の見解は、今回の都市計画決定に伴う環境影響評価については、法律や条例に基づく対象ではございませんが、国や国の機関が定めた指針等に準じ、目標値を任意に設定し、若江稲田線付近で環境調査を行った結果、官民境界での予測結果は目標値以下となりました。事業の実施に際しては、工事中や供用時に環境調査を行い、目標値を超える影響があった場合は、必要に応じて対策等を検討し、沿道の皆様と協議いたします。

最後に、用地買収と補償に関する御意見について御説明いたします。

当社の施設は高額な投資をして整備しており、移転は考えていない。本計画が実行された場合、施設を維持した上で、事業が継続できるような補償を求めるという御意見でございます。

これに対する府の見解は、大阪モノレールの走行空間である若江稲田線は東大阪市が事業を実施いたします。事業実施に当たっては府市ともに事業の各段階で丁寧に説明し、補償については、公共用地の取得に伴う損失補償基準等に基づき、地権者の皆様と協議しながら進めてまいります。

説明は以上でございます。

【塚口 会長】 ありがとうございました。

ただいま幹事から説明を受けました議案につきまして、委員の皆様方から御意見、御質問がございましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

【吉田 委員】 この計画は、早くから出ていたものですから、できるだけ早くやってあげるのが一番いいなことなんですけれども、大体具体的に結果として形になるのはいつごろなのか。

それから、東大阪も技術面で見たら、世界からお客さんがたくさん来るような、視察にも来られるでしょうから。さっきも高槻市も枚方市も来てましたけれども、要は地方自治体の最前線のところで面整備をどうするかというのを、かなり密度濃く、早目にやらないと。それぞれの地元にいる住民の情報源というのは、やっぱり地方自治体からもらう情報しかないわけですね。あるいは、民間でそういう関連のところへ勤めている人はわかるかもしれませんが、具体的に形になるのがいつごろで、それに対応するだけのまちづくりなり、総合計画の中でどう位置づけしていくのかということも含めて、やっぱりある程度、これぐらいの時に形になるから、その戦略は十分に考えておく必要があるでしょうということ、これは国も府も市も同じ情報を共有化した上で、ベクトルを1つにして、結果をなるべく早く出していくという環境をつくり上げていくことが大事だと思うんですよね。

それから、地域に対するものでも、先ほど言われた意見書のことでも、とにかく密度濃くやるということは非常に大事なことだと思うんですよ。よく行政でありがちなのは、この土地を欲しいと思ったら、民間は毎日でも行くわけです。ところが、用地買収のところ、行政がやる場合は、明日来ますと言って多分1カ月ぐらいほったらかしというようなことで。結

局は喜んで売る人なんかめったにないわけですから、そんなことを考えた時に、なるべくあらゆるもので密度濃くスピーディーに、それから相手に対する配慮をいち早く、先んじた形で、それに対応するだけのことをやっていくということ。随分、えらい要求をしているようですが、ぜひ形になるものは早目、早目にさせていただきたいなと思います。

ある程度のことを言えるんだったら、ここでちょっとお聞かせいただけますか。

【塚口 会長】 先ほど東大阪市さんのほうからお手が挙がりましたが、関連でございましょうか。先に府のほうからお答えいただいた後のほうがよろしゅうございますか。

それでは、よろしく願いいたします。

【幹事 久保交通道路室長】 お答えいたします。モノレールの供用時期につきましては、これまでの経験から10年程度と見ておりまして、2029年に供用する目標でございます。

【塚口 会長】 よろしいでしょうか。

【吉田 委員】 2025年に国際万博が来るわけですから、これが夢洲でやると言ってるけれども、「いのち輝く未来社会のデザイン」ですから、これは北大阪に医療関係の集積が一杯あるわけで。それから、多分東大阪もみんな大阪府の中でエントリーすることがあるものだから、2029年で全体としてはそうでしょうけど、途中でもどンドンどンドン早目早目に前倒しでやっていくぐらいの姿勢はあってしかるべきかなと思います。

【塚口 会長】 発言ありがとうございました。

それでは、東大阪市さん。

【立花 委員】 東大阪でございます。

今、吉田委員のほうから、まちづくり、どうするんだということござ

いますけれども、我々もモノレールができた時の周辺のまちづくりについては、大阪府さんと協力しながら、東大阪市は東大阪市としての考え方をお示ししたいなと考えておりまして、今、案を作成しているところでございます。

そして、先ほど地権者の方のいろいろな御意見が出ましたけれども、モノレールの市道区間の道路の拡幅用地の対象となる地権者の方から、市庁舎周辺の府有地を代替土地として、提供して欲しいという意見が出されておりまして、市としても地権者からのそういう意見もしっかり踏まえて、用地取得とか、補償に向けて、取り得る手法を今、限定することなく、府と協議を重ねて、地権者との合意形成を図っていく、そういう考えでございます。

まだ事業認可を得ていない状況でございますけれども、モノレール事業の主たる事業者であります大阪府都市整備部とか、府有地を所管している住宅まちづくり部とともに、今後、十分に議論をしなければならないと認識しております。

地権者の事業の継承を念頭に置いて、市庁舎周辺の、府有地へのまちづくりに寄与する施設や機能の誘致とあわせて、スムーズな事業進捗を図れるように、大阪府とともに取り組んでいきたいと我々は考えております。

以上でございます。

【塚口 会長】 どうもありがとうございました。

広野委員、どうぞ。

【広野 委員】 僕は東大阪市選出ですので、地元の話なんで、ちょっといろいろ話があるんですけども。まず、1つ目にお伺いしたいのは、これ鴻池新田の駅ですね。これはJRの駅と実際800メートルほど離れているこの問題、モノレールの駅ができる場所は、駅の真ん前が城東工

科高校でして、反対側は下水道施設と、実際ここは居住エリアでも何でもないところに中環沿いというだけで駅ができてしまうところですね。実際、地域の鴻池あたりに住まわれている方は、あそこに駅をつくって誰が行くのかという意見は多々あるお話ですので、JRの駅との乗りかえの利便性などを具体的に今、どのように検討されているのかというのを1つお聞かせください。

もう1つが、今の荒本の駅ですね、(仮称)荒本駅。これ荒本に行くのは、多分、市役所があって、その前のイオンモールが、これが府有地だということなので、ここが候補になったかと思うんですけども、この府有地のイオンとの契約も更新の時期が近づいてきていること、それから、市役所の前だからつくるのか、これ荒本じゃなきゃいけなかった理由がここにあるのかですね。仮に長田側につくった場合、今回のような、こういう意見要望というのは出てこなかったと思うんですけど、そのあたりの検討をされたのかされなかったのか。

それから、3つ目が、東大阪としての終点駅を瓜生堂として設定されているんですが、なぜ瓜生堂なのかですね。瓜生堂自体は、ここ何も今はないところなんですね。近鉄が駅をつくるということを正式に決定してくれましたんで、これは乗りかえの利便性が上がるということにはなりましたが、ここであるならば、例えば近鉄大阪線の久宝寺口まで持っていくとか、多少、八尾にかかるようにするとかということが検討されなかったのかどうか。このあたりをお聞かせいただけないでしょうか。

【塚口 会長】 後ろでお答えいただきましょうか。

どうぞ。

【幹事 江原東大阪市建設局副技監】 臨時幹事を仰せつかっております、東大阪市建設局副技監の江原と申します。今の広野委員からの御質問

のうち、鴻池新田駅の乗り継ぎに関する本市の考え方を説明させていただきます。

当然ながら、まだ事業認可を得ていない状況ではございますが、JRの学研都市線鴻池新田駅及び新たに中央環状線沿いに駅ができることによって、双方の駅を中心とするまちの広がりというものを、当然我々念頭に置いております。

ただ、モノレールのルートが中央環状線沿いでございますので、その間、約500メートルほどの距離がございます。距離そのものは絶対的なものではございますが、その乗り継ぎ経路が精神的というんですか、視覚的に緩和できるような対応というものを、事業をしていく中で、その乗り継ぎルートが東大阪市の市道であることを踏まえて、我々具体的な検討を今後進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【塚口 会長】 府からはよろしゅうございましょうか。

【幹事 高岡計画推進課長】 1点、長田駅と荒本駅と言いますか、駅の接続の話でございますが、過年度に比較検討した3案がございまして、長田駅に接続する案、直進する案と、荒本駅に接続する案ということで、評価をしてございます。施工性、経済性等も含めて整理をし、先ほど集約して御説明したとおり、公共施設があったりとか、乗り継ぎの利便性を比較した上で、荒本に接続する案を採用したということでございます。

【塚口 会長】 広野委員、いかがでしょうか。

【広野 委員】 ありがとうございます。もう1つ、瓜生堂がなぜ起点になっているか。

【幹事 高岡計画推進課長】 瓜生堂については、冒頭に申し上げました近畿地方の交通審議会の時に、鉄道ネットワークとして位置づけをされ

たということでございます。

【塚口 会長】 どうぞ。

【広野 委員】 ありがとうございます。お話を聞くと、まあそうでしょうねというところで、僕、反対している意味ではないんですけども、瓜生堂で止めるならば、もう少し向こうまで延ばしてもよかったんじゃないのかなというのは本音ですね。東大阪、八尾の話をあえてしようとは今思っていないんですけども、東大阪自体の南北のインフラというのは、非常に整っていないので、そういう意味では、久宝寺口も結構、東大阪の方が利用される駅でもあるんですね。このあたりの方がやっぱり北のほうへ行くには、例えば、近鉄なら布施、学研都市線に乗ろうと思ったら、一回大阪市内の鶴橋まで出てという、こういう迂回ルートしか今ないのが実態でして、このあたりをやっぱり考えると、東大阪の発展とか、東部大阪のインフラの面を強化をということであるならば、そのあたりまで意識していただきたかったなというのは本音でございます。

ありがとうございます。

【塚口 会長】 他に御意見、御質問ございませんか。

どうぞ、門真市さん。

【日野出 委員】 門真市でございます。先ほど地元市のまちづくりを密にということで、いろいろ御意見をいただいております。

門真市におきましては、大阪市に近いということで、非常に交通利便が高いんですけども、御承知のとおり、本市の北部地域は密集市街地が広がっておりまして、市街地の活性化、あるいは安全・安心のまちづくりということで課題を抱えているところでございます。

そうした中で、今回、大阪モノレールが南伸されるということで、しかも、長堀鶴見緑地線の門真南駅とも結節して、新しい駅ができるというこ

とで、門真市のまちづくりとして大きな土地の転換に、非常に期待しているところでございます。

門真市といたしましても、門真南駅周辺の地域の方々と、既に意見交換ですとか、勉強会ですとか、そういった取り組みに入りだしておるところでございます。これからまた、大阪府さんともいろいろ協力しながら、しっかりまちづくりを進めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

【塚口 会長】 ありがとうございます。他に御意見ございませんか。
西委員、どうぞ。

【西 委員】 西と申します。この話、初めて入らせていただきました。1つは、疑問に思ったのが、伊丹空港を廃止すると言いながら、なぜ伊丹空港のほうからモノレールをつくったのか。関空のほうから北上すれば一番よかったのにと。

堺市もモノレール計画はありました。これは皆様方も御存じのとおり、NTTの利子補給で、堺も北上をやるかということだったんですけれども、その当時は用地買収部分があれば、国土交通省がペケということになりまして、断念をしたところでございます。今、どこまでかということじゃなくて、早くするんやったら、早く堺の方まで、八尾じゃなくて堺の方まで完了できるように。僕は反対というわけじゃないんですけれども、そういう総体的な考え方を持って欲しかったなと。

私は何を言いたいかというと、何で関空からモノレールを引っ張ってなかったんやと。伊丹空港という言葉がパーンと出た時、カチンと入ったので、あえて話しているところです。

そういう意味合いでは、やはり環状的な流れで、早くこの部分を南進して、大阪がずっと環状的に、人の流れができるようにやって欲しいなと思

っているところです。

以上でございます。

【塚口 会長】 御意見として承っておいてよろしゅうございましょうか。

【西 委員】 はい、それで結構ですよ。

【塚口 会長】 ありがとうございます。

他、いかがでございましょうか。

御意見も出尽くしたようでございますので、まず、この4件、特に御発言がないようでございますので、採決に入りたいと思います。

4件でございますけれども、一括して採決するというところでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声)

【塚口 会長】 ありがとうございます。それでは、御異議がないようでございますので、この4議案につきましては、一括して採決を行います。

議第441号、442号、443号及び444号を原案どおり承認することについて御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【塚口 会長】 ありがとうございます。異議がないようでございますので、原案どおり可決いたします。

臨時委員の皆様方、どうもありがとうございました。御退席いただいて結構でございます。

それでは次に、議第445号について審議をいただきたいと思います。その内容につきまして、幹事に説明をさせます。

4 議第445号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置（泉大津市）」について

【幹事 牧田審査指導課長】 議第445号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置（泉大津市）」について、御説明いたします。

議案書の27ページから29ページ、資料の71ページから73ページでございます。

私は大阪府住宅まちづくり部建築指導室審査指導課長の牧田と申します。よろしく願いいたします。

御審議いただきます案件は、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づきまして、特定行政庁である大阪府が産業廃棄物処理施設の建築許可を行うに当たりまして、本審議会に付議するものでございます。

はじめに、建築基準法第51条の概要について御説明いたします。

建築基準法第51条では、卸売市場やごみ焼却場、その他政令で定める処理施設などを建築する場合には、周辺の環境に与える影響が大きいことから、原則的にその敷地の位置が、都市計画において決定されている必要があります。しかしながら、同条のただし書きの中で、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、都市計画決定されなくても建築可能となります。

本案件の敷地は、泉大津市臨海町一丁目25番1及び25番5に位置します。

用途地域は工業専用地域に指定されています。近接する住居系の用途地域は、東に位置する第1種中高層住居専用地域です。その間には、高架となっている阪神高速4号湾岸線と、地上部の府道大阪臨海線が位置しています。

施設は新設の計画であり、がれき類とガラスくずの2品目の産業廃棄物の中間処理施設です。破碎機1台を設置し、1日の処理能力は1,950トンです。

敷地面積は、1万3,928.55平方メートルで、建築物は破碎施設棟、ストックヤード、事務所棟、塗布場の4棟であり、建築面積の合計は2,572.10平方メートル、それから、延べ面積の合計は3,003.27平方メートルとなります。

この写真は、北側の上空から敷地を見た写真となり、赤線で示す範囲が当敷地となっております。写真の左側に写っているのが高架の阪神高速で、その地上部は府道となっております。

次に、周辺の土地利用について御説明いたします。

敷地から300メートルの範囲における、建物の用途別現況を示しております。敷地の周辺は青色で示します工場施設が分布しています。敷地の東側は、阪神高速と府道を越えたところに助松公園があり、その東側に黄色で示す住居施設、緑色の文教施設、だいたい色の集会施設が立地しています。住宅地まで約120メートル離れています。

当敷地への廃棄物の搬出入は、敷地西側の出入り口と、北側の出口を計画しています。敷地の西側及び北側は市道となっており、南の松之浜西交差点より府道大阪臨海線に接続します。

事業者から、建築基準法第51条の許可申請と並行しまして、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条に基づく施設の設置許可申請がなされており、その中で生活環境影響調査が事業者により実施されております。

対象とした調査項目は、施設の稼働による騒音と振動です。

調査範囲は、敷地境界の住宅地に近い地点と、住宅地内の2カ所で行っ

ております。

生活環境影響調査の結果としましては、施設の稼働による騒音・振動の影響について、共に規制基準を下回り、周辺的生活環境への影響は軽微とされています。

事業実施に際しまして、破碎施設は建屋で囲い、騒音を抑制すること、それから、各設備は強固な基礎の上に設置し、振動を抑制することなどにより、周辺への影響を低減することとしています。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条に基づく産業廃棄物処理業の許可申請の事前手続きとしまして、大阪府循環型社会形成推進条例に基づき、事業者が説明会を開催するとともに、平成30年9月18日から10月18日までの期間、事業計画書の閲覧を行った結果、意見書の提出が1通ありました。

その意見書の内容と、それに対する対応といたしましては、事業者の現存する他の施設における環境保全に関する対策内容については、種々の環境保全対策は、諸官庁との協議及び指導に従い、法令、条例を遵守しており、環境汚染は発生しておりません、と回答しております。

有害物質の混入については、廃棄物の持込業者と契約を結び、受け入れる産業廃棄物を特定し、有害物質の受入はしません。廃棄物の搬入時に目視により確認し、写真撮影をして監視します、と回答しております。

続きまして、環境汚染防止のための日常、連続したチェック体制の確立については、事業所における始業前の点検や、事業所を管轄する支店等によるパトロールを実施します。

また、稼働後、1年、3年、5年目に生活環境調査を実施し、その結果を地元自治会に報告・開示します、と回答しております。

リスク管理と危機管理の徹底につきましては、事故発生時には自動的に

プラントを停止します。災害の発生時は、BCP（企業継続活動）及び事業所におけるマニュアルに基づき迅速に対応します、と回答しております。

次に、積極的な情報公開を要望する、との意見に対しましては、事前の申し出により、工場見学やデータ開示を実施します、と回答しております。

大阪府からは、「住民説明会及び意見に対する対応において、住民等と約束した事項について、誠実に履行するとともに、周辺住民から環境保全に関する意見に対しては真摯に対応し、必要に応じて適切な対策を講じるよう努めること。」を事業者に通知しているところでございます。

説明は以上でございます。

【塚口 会長】 ただいま幹事から説明を受けました議案につきまして、御意見、御質問はございますでしょうか。

特に御発言がないようでございますので、採決に入りたいと思います。

議第445号を原案どおり承認することについて御異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

【塚口 会長】 異議がないようでありますので、原案どおり可決いたします。

長時間になりまして申しわけございません。報告案件がございまして、そちらへ移ります。

都市計画区域マスタープランの改定について、幹事から報告がございまして、よろしく申し上げます。

5 報告案件「都市計画区域マスタープランの改定について」

【幹事 中村計画推進課参事】 都市計画室計画推進課参事の中村でござ

ございます。どうぞよろしくお願いいたします。

報告案件「都市計画区域マスタープランの改定について」御説明いたします。

お手元にお配りしております、A3の資料6「都市計画区域マスタープランの改定について」に基づき御説明いたします。

前方のスクリーンを御覧ください。

本案件は、次期都市計画区域マスタープランを作成するに当たり、その前段階におきまして本審議会へ、その方向性について御報告させていただくものでございます。

本マスタープランは、都市計画法に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として策定するものであり、都市の発展の動向などを勘案して、広域的観点から都市計画の基本的な方針を示し、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするものです。

また、市町村が定める都市計画に関する基本的な方針、いわゆる「市町村マスタープラン」や府及び市町村が決定する個別の都市計画は、本マスタープランに即して決定されます。

本マスタープランの対象となる都市計画区域として、北部大阪、東部大阪、南部大阪及び大阪都市計画区域の4区域を、お示しのとおり定めており、都市計画法に基づいて、北部大阪、東部大阪、南部大阪都市計画区域については、府が決定し、大阪都市計画区域については、大阪市が決定することとなります。これら4区域のマスタープランの改定に当たっては、それぞれの都市計画区域の地域特性等を踏まえつつ、大阪府全体として目指す目標や方向性に沿ったものとなるよう、大阪市を含む市町村と十分調整してまいります。

以上のことから、本日は、府が策定します、北部大阪、東部大阪、南部大阪の3区域の都市計画区域マスタープランについて御報告をいたします。

次に、マスタープラン改定までの流れについて御説明いたします。

2019年1月に「市町村意見聴取」と記載してございますとおり、本日御報告させていただくマスタープランの骨子案については、市町村の御意見を伺い作成しております。今後の都市計画手続といたしましては、来年度よりその素案作成と合わせて、関係機関協議等を行い、年内に公聴会を実施予定でございます。

また、2020年春ごろには、市町村意見照会及び案の縦覧を行い、同年夏、本審議会へ付議させていただきました後、国同意を経て、都市計画決定といったスケジュールで進めてまいりたいと考えております。

なお、その間に開催します本審議会におきましては、随時御報告させていただきますとともに、市町村へも、適宜、意見聴取を行うこととしております。

また、同スケジュールにて、第8回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の一斉見直しも進めてまいりたいと考えております。

改定の経緯についてでございますが、まず、2011年3月に策定した、現マスタープランの目標年次が2020年となっていることなどから、本審議会に「大阪府における都市計画のあり方」について諮問し、2016年2月に答申をいただきました。

本答申において、人口減少、少子・高齢化の急激な進展や、経済のグローバル化による国際的な都市間競争の激化、自然災害の激甚化、広域化や家族形態やライフスタイルの多様化等による、都市に対するニーズの多様化、市町村への権限移譲など、社会経済状況の変化や課題認識のもと、大阪の特性を踏まえ、既存の都市のストックを生かした、新たな都市づくり

のあり方が示されました。

また、本答申を踏まえて、2017年3月に、大阪府全域を対象とした「大阪府国土利用計画（第五次）」を策定し、大阪の都市の将来像等を定めました。

本マスタープラン改定に当たりましては、本答申を反映するとともに、法令に基づき、上位計画である大阪府国土利用計画に適合させ、合わせて、「将来ビジョン・大阪」などの府関連諸計画とも整合を図ります。

また、今後、本マスタープランの改定作業を進めてまいります。大阪府国土利用計画策定以降、現在に至るまでの都市計画に係る新たな動向や社会経済状況の変化として、都市緑地や都市農地に関する一連の法改正や、昨今の自然災害の激化への対応はもちろんのこと、2025年大阪・関西万博の開催決定なども踏まえて作成し、2030年を目標年次としたおおむね10年間の計画として改定してまいります。

本マスタープランにつきましては、法令はもとより、国が示す運用指針を踏まえ、お示しの構成を想定しており、このうち本日は、主に第2章の部分、都市づくりの目標・方向性・視点について、御報告させていただきます。

これにつきましては、大阪府全体を見渡したものとして、本審議会の答申や国土利用計画の内容について、都市計画に関する事項を網羅した上で、本構成に合わせて再整理したものとなっております。

また、これらの都市計画区域ごとのマスタープランへの反映、あるいは第3章以降の詳細については、それぞれの都市計画区域の課題等を踏まえ、今後検討してまいります。

では、お配りの資料右上にございます、第2章の部分、都市づくりの目標・方向性・視点について御説明をいたします。

本マスタープランにおける都市づくりの目標を「国際競争に打ち勝つ強い大阪の形成」「安全・安心で生き生きと暮らせる大阪の実現」「多様な魅力と風格ある大阪の創造」と定め、これまで大阪が掲げてきた、「成長・活力」「安全・安心」「都市魅力」の3点を重視し、踏襲してまいります。

また、「都市づくりの方向性」については、お示しのとおり、「大阪都市圏の成長を支える都市基盤の強化」「国内外の人・企業を呼び込む都市魅力の創造」「災害に強い都市の構築」「産業・暮らしを支える都市環境の整備」「環境にやさしく、みどり豊かな都市の形成」「地域資源を活かした質の高い都市づくり」の、6つの方向性を定め、相互に連携させながら、大阪の都市づくりの目標の実現を目指します。

また、都市づくりの目標・方向性に示したとおり、これまでの都市づくりを継承しつつ、都市の成熟化に対応した大阪にふさわしい都市づくりを進めるため、都市づくりをする上でのポイントとして、資料右側中段に示すとおり、「都市づくりの視点」を新たに位置づけることとします。

具体的に、多様な都市機能が集積したコンパクトで高密度な成熟した都市を形成しているという大阪特有の都市構造を捉えつつ、人口減少・少子高齢化の進展、都市間競争の激化等の社会経済状況の変化に適切に対応した都市づくりを行う観点から、本マスタープランに「視点」として位置づけるものです。

都市づくりの視点の1点目「大阪にふさわしいネットワーク性の高い都市づくり」につきましても、これまでの駅等の拠点を中心とした圏域に都市機能を集積させる都市づくりだけでなく、良質なストックを生かし、それら都市機能へのアクセス性を高める観点で都市づくりを目指すことを、2点目の「多様な主体の連携・協働による都市マネジメントの推進」につ

きましては、都市の持つあらゆる資源を効率的・効果的に生かしていくために、行政中心のインフラ整備や土地利用の規制・誘導だけでなく、多様な主体の連携・協働による都市マネジメントの考え方、手法を積極的に活用することを「都市づくりの視点」として位置づけます。

また、「第2章都市づくりの目標・方向性・視点」を踏まえて、資料右側下段部分にありますとおり、各都市計画の決定の方針を第3章・第4章に定めます。

「第3章区域区分の決定に関する方針」につきましては、第8回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の一斉見直しについての方針を示します。

また「第4章主要な都市計画の決定に関する方針」につきましては、土地利用・都市施設の整備・市街地開発事業に関する方針に加え、都市防災やみどりに関する方針など「その他の都市計画の方針」の記載について今後検討してまいります。

最後に第5章として「都市づくりの推進に向けて」を設け、良好な都市づくりを行うため、都市計画と合わせて実施する都市づくりの具体的事例等について記載し、その活用に努めることとします。

その項目としては、「広域的な都市づくりの推進」として府内市町村及び近隣府県との連携に関することや、府の広域自治体としての役割等に関すること、「産・公・民・学の連携・協働」による総合的な都市づくりを推進すること、「エリアマネジメントの方針と民間活力の活用の方針」として、民間の資金やノウハウを生かした都市づくりに関すること。

最後に、「効率的な都市基盤整備・保全の方針」として、都市施設の持続可能な維持管理の仕組みの構築に関することなどについて、先進的取り組みをはじめ具体的事例を記載するなど、まちづくりの主体である市町村

の支援となるよう、その詳細について検討してまいります。

以上が都市計画区域マスタープラン改定についての御報告となります。

今後、各個別の都市計画区域マスタープランの詳細について検討を進めてまいります。本審議会におきまして、委員の皆様より御意見を頂戴するとともに、市町村との協議調整を行いながら、都市計画決定手続を進めてまいります。

御説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【塚口 会長】 ただいまの報告案件につきまして、御質問、御意見はございますでしょうか。

どうぞ。

【吉田 委員】 2点あります。超スピードで超高齢社会を迎え、成長戦略の最後の部分でいくと、ヘルスケアが最大のものになるということで、この観点を都市計画なりマスタープランの中でどう位置づけしていくかということ、国の医療費が毎年1兆円ずつ増えていることについて、国の施策として、在院日数を少なくしていくということで、在宅介護と在宅医療が随分と中心になってきて、いわゆる在宅看護センターが圧倒的に不足すると。この2年間で今9,800あるのを2万ぐらいつくらないといけないというような状況がある中で、こういうことを組んでいくわけですから、その視点だけは密度濃く考えていただければありがたいなと思うのが1点。

今、京都の町屋でどんなことが起こっているかと言えば、外国資本が町屋を買うのに、市場価格を著しく上回る高値で買う、こんなことを平気でやっているわけです。また、これに乗る日本人がいるということで、何世紀にも亘って形成され、守られてきた美しい景観や風情等にとって非常に危険極まりない状況が京都では起こっているんですね。

大阪でもそんなことが起こって、これは国で法律的に何かちゃんとした規制をやらないと。自治体は自治体としてやっていかないかんでしょうし、国は国として法律でやっぱり規制をかけていかないと。まちの成り立ちや形成された都市景観等とは無関係に、市場原理や経済的利益のみを優先して、不動産が売買されるといったことが実際に行われているものですから、やっぱり注視した形で考えていただければと思いますので、これは意見として述べておきたいと思います。

【塚口 会長】 ありがとうございます。御意見として承っておきます。

他に御発言。どうぞ。

【中川 委員】 既にもう大阪府における都市計画のあり方の答申ということの中に反映されていると思いますけれども、一弁護士としての発想ですけれども、できる限り住民参加、やっぱり住民に基づくまちづくりということで、そういう趣旨を各箇所反映していただきたいということと、私はある自治体の監査委員もやっておりまして、府下の市町村、皆、財政的に苦しんでいるところがあります。

この都市計画によって、下水道、河川整備、いろいろ公共事業が予定されております。つまりお金がかかるわけです。ランニングコスト、世代間負担の公平という観点も忘れずに取り組んでいただきたいと思います。

簡単な意見です。

【塚口 会長】 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

どうぞ。

【前田 委員】 都市づくりの目標であるとか方向性、視点ということに関しては、もうこの方向性で間違いはないと思っております。

しかしながら、実際、そういうふうやっていくためには、実務的にどうしていくかという視点が大きなのかなと思っております。

今、大阪市内等々で、これまで成長してきた産業は、あちこちに工場を持たれているケースがあります。そういった方々は、一箇所に場所を集約させたい、工場を集約させたいというようなニーズが高まってきていると思っています。その規模感で言うと、2,000坪、3,000坪とかでなく、もう1万坪とかいうレベルでのニーズも高まってきている。

そういった中で、やはりこれから活用していけるところは、主要幹線道路沿での調整区域をどう利活用していくのかというのが、この目標であるとか方向性、視点の中に書いてある国際競争力に打ち勝つ強い大阪の形成につながっていくかと思えます。

今の実務的なところで言うと、市街化調整区域を利活用していくには、結構ハードルが高いのかなと思っています。第3章にも書いていただいている区域区分の決定に関する方針というところで、第8回の区域区分の一斉見直しの実施のタイミングに合わせてやっていくしかできないというのが実際のところかなと思うんで、これから実際に国際競争力をつけていこうと思えば、そういったところをクイックに見直していけるような形も必要かなと思いますんで、そこら辺のところを盛り込んだ形での区域マスの設定をしていただければなと思います。

以上です。

【塚口 会長】 ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

西委員、どうぞ。

【西 委員】 こういうマスタープラン、ありがとうございます。しかしながら、地方の分権ということであれば、市町村に権限移譲できるもの

はやっていくべきであろうと、意見的には申し上げておきます。

以上です。

【塚口 会長】 まだございますか。

【加治木 委員】 大阪府の都市計画マスタープランということで、当然、大阪市域もくっついています。大阪市は大阪市でつくるわけですけど、きちんと齟齬がないように、統一されたものになるようお願いをしておきます。

【塚口 会長】 ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

それでは、幾つかの御意見をいただきましたわけですが、この意見を今後の検討に反映できますよう、事務局をお願いして、事務局にはそのように進めさせます。

大体2時間を若干超えた状況でございますので、あともう1件、報告案件がございますので、休憩をとりたいと思います。数分でございますけれども、12時10分過ぎに、もう一度お集まりいただきたいと思います。

暫時休憩いたします。よろしく申し上げます。

(休 憩)

【塚口 会長】 そろそろお約束の時間でございますので、委員の皆様が御着席なさいましたら再開したいと思います。

それでは、再開いたします。

最後でございますが、都市計画公園のあり方について、幹事から最終報告がございます。よろしく申し上げます。

6 報告案件「都市計画公園のあり方について（最終報告）」

【幹事 井上都市計画室公園課長】 それでは、「都市計画公園のあり方」（提言）の報告をさせていただきます。都市整備部公園課長の井上と申します。

前方のスクリーン及び資料7を御覧ください。

本件は、一昨年2月の本審議会におきまして、常務委員会を設置し、「都市計画公園」が、都市・まちづくりの課題改善のため、どのように積極的に活用できるか、という観点から、府営公園を中心に審議・検討を進めていくことを御承認いただきました。

そして、昨年2月の本審議会におきまして、府営公園の現状、取り巻く環境の変化、課題などについて中間報告いたしました。

その後、部会を4回、常務委員会を1回開催し、主に、7つの基本方針と具体的な取り組み方策について検討を重ね、昨年10月の常務委員会において提言をいただきました。塚口委員長、加我部会長をはじめ委員の皆様には、長期間検討いただきまして、ありがとうございました。

それでは、以下、提言の内容につきまして、御説明いたします。

まず、平成21年に策定いたしました、大阪府のみどり施策の総合的な計画、「みどりの大阪推進計画」及び、平成28年2月に、本審議会から答申いただきました「大阪府における都市計画のあり方」での府営公園の位置づけを整理しております。

次に、景勝地の保全や都市の膨張抑制など、個々の府営公園が誕生した背景等に着目し、成立ちについて整理いたしました。

結果として、府営公園が、時代に応じて、さまざまな社会的要請に応えてきたことを再認識することができました。

これらを踏まえ、府営公園の意義を、「各時代のさまざまな社会要請を先導的に受け入れ、都市・まちづくりを牽引すること」としています。

次に、府営公園の位置づけや意義を踏まえ、府営公園の基本理念として、「都市の風格を高めるみどりのネットワークの拠点」など3つを掲げ、また、府営公園の目標像を、「大阪の活力と魅力を高める公園」、「府民の豊かな生活を育む公園」など4つ掲げております。

次に、府営公園の現状ですが、公園に対する関心の高まりや、府民ニーズの多様化、防災公園の整備推進など、6項目で整理しております。

また、府営公園を取り巻く環境の変化として、人口減少、少子・高齢化の進行やライフスタイルの多様化、自然災害の発生リスクの高まりと被害の甚大化、みどりに対する府民意識の高まりなど7項目を整理いたしました。

以上のような、府営公園の現状や取り巻く環境の変化を踏まえ、府営公園の課題として、地域社会への貢献や民間事業者の参画促進、既存ストックの有効活用など、6つの視点で整理しております。

そして、これらの課題を解決するための基本方針を7つ設定いたしました。

まず、基本方針①は、「公園毎の特色を活かし、育み、“都市の顔”となる公園づくり」で、全ての公園に共通するものとして設定しております。

次に、基本方針②及び③として、「民間活力を積極的に導入し、都市の活力を生み出す公園づくり」と、「公園を柔軟に使いこなし、地域社会に貢献する公園づくり」としております。

これら2つの基本方針により、公園周辺地域のまちづくりにも効果を波及させるとともに、使用料収入など得られた収益を公園の管理や運営に還元することで、公園の機能をさらに充実させることが可能になるというこ

とでございます。

次に、基本方針の④、⑤及び⑥を、「誰もが安全・安心・快適に利用できる公園づくり」、「府民の命を守る公園づくり」、「多様な自然とふれあい、都市の環境を保全する公園づくり」とし、これら3つの基本方針により、公園の魅力が向上し、公園がより一層活用され、基本方針②及び③が推進されるなど、相乗効果が期待できます。

さらに、この相乗効果をより高めていくためには、基本方針⑦の「都市・まちづくりを先導し続ける戦略的な整備・管理・運営の仕組み」をつくり、下支えすることが重要となります。

以上のような基本方針相互の関係性に留意して取り組むことによって、先ほどの基本理念や目標像の実現につなげていくということでございます。

次に、7つの基本方針毎の具体的な取り組み方策についてですが、基本方針①の「都市の顔となる公園づくり」では、魅力的な植栽景観や環境を育成するなど、質の高いみどり空間の創出・保全・活用、また、それぞれの公園が持つ個性に合った将来像と、将来像を実現するための取り組み方針等を取りまとめる、各公園の特色を生かしたマネジメントプランの策定をあげております。

基本方針②の「民間活力の導入による公園づくり」では、カフェやコンビニなどの便益施設の導入や、多彩なイベントの開催に取り組むなど、民間の資金やノウハウの活用、民活導入による使用料などの収入を、公園の維持管理に充当するなど、公園利用者へ適切に還元する仕組みづくり、また、指定管理期間等の条件見直しなど、民間事業者が参入しやすい環境の整備をあげております。

基本方針③の「地域社会に貢献する公園づくり」では、地元事業者と連携したアンテナショップなど、地域課題に応じた施設の導入やイベントの

実施、また、施設の目的外利用料金の設定など、ニーズの変化に柔軟に対応できる制度の導入、さらに、市町村や民間事業者、ボランティアといった多様な主体が公園にかかわることができるプラットフォームの設置など、多様な主体が公園にかかわる仕組みづくりをあげております。

基本方針④の「安全・安心・快適に利用できる公園づくり」では、長寿命化計画に基づいた施設や樹木の点検・維持・更新を進めるなど、公園管理の充実、また、安全、安心、快適に自然と触れ合えるレクリエーションの場の提供のため、樹林地を、適正な密度に管理するなど、みどりの質の向上に加え、ユニバーサルデザインの推進や情報発信の強化をあげております。

基本方針⑤の「府民の命を守る公園づくり」では、避難空間の確保や防災トイレの整備など、防災公園の整備、訓練や防災を学べるイベントなど、地域の防災力を高める取り組みの推進をあげております。

基本方針⑥の「都市の環境を保全する公園づくり」では、公園が持つ自然の重要性の積極的な発信、自然エリアへの立ち入り制限など、公園の自然を積極的に守る取り組み、さらに、自然観察会や農体験プログラムの実施など、自然と触れ合う機会の創出などをあげております。

最後に、基本方針⑦の「戦略的な整備・管理・運営の仕組みづくり」では、公園づくりの方向性や進捗状況を客観的な視点で、確認・評価を行う第三者機関の設置、幅広い分野の意見を公園の運営に取り入れるためのサウンディング調査やパブリックコメントなど、協働を支える仕組みづくり、福祉や教育などの公園以外の専門家との連携や、公園の魅力向上を目的とした寄附の仕組みの構築など組織や財源の確保をあげております。

以上、都市計画公園のあり方（提言）の要旨を説明させていただきました。

大阪府では、現在、本提言を踏まえながら、今後10年間の府営公園の整備・管理・運営の基本的な方向性を示す「(仮称)大阪府営公園マスタープラン」を策定しているところでございます。今後、パブリックコメントを経て、年度末を目途に策定する予定でございます。

説明は以上です。

【塚口 会長】 ただいまの報告案件につきまして、常務委員会を取りまとめていただいております加我委員から何か補足はございますでしょうか。

【加我 委員】 時間がございませんので、一言だけ御報告させていただきます。

今般、都市計画公園のあり方ということで、まずは都市計画公園、小規模なものから中規模、大規模なものがございますので、そのモデルとなります大規模公園をとということで、大阪府営公園を事例にとということで検討させていただきました。

御報告にもありましたように、公園というのは本来持っている安全・安心や府民の命を守る自然をとというのがございますけれども、今般、民間活力を積極的にとか、さらなる地域社会への貢献というようなことが求められてございます。

そうしたことを支える仕組みと、これら大阪を見ていると、北は箕面から服部緑地であったり、海沿いのせんなん里海、またさらに、里山公園の泉佐野丘陵緑地と、それぞれの公園ごとに顔がございますので、今後、さらに公園ごとの特色を生かしながら、都市の顔となる公園づくりになることを期待し、皆で議論をさせてもらった結果を踏まえて、御報告させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

【塚口 会長】 ありがとうございます。

委員の皆様方から他に御発言ございますでしょうか。

どうぞ。まず、いらはら委員から。

【いらはら 委員】 ありがとうございます。本当に素晴らしいものをまとめていただいたと思いますし、このとおりやっていくべきというように思うんですけども、まず、大阪府のほうは、もっと公園に関してはスピードアップしてやっていかなあかんの違うかなと、僕は前々から申しておるんですが、民間の活力をやっぱり公園に入れていかなあかん。いろいろやっていかなあかんことがたくさんあるんですけども、ちょっと対象は違うかもしれませんが、大阪城公園なんて、この4年間で目まぐるしく変わって、素晴らしい人の集まる公園になりました。ところが大阪府営公園に関しましては、設置管理許可制度、3年前にやりましようとなったのにもかかわらず、この4年間の実績は、久宝寺緑地にローソン1件だけ、これ以外はもう全く何も変わらないという状況、できることすらやらずに今までやってきたんじゃないかと思って、ちょっと残念に思っています。

もちろん、この先10年、20年を見越して、特に大きなものに民間の活力に入っていたらこうと思えば、10年じゃちょっと無理だと、20年は貸してくれというような話もあるかもしれませんが、ちょっと先を見て、そして何せひとつスピード感を持ってやっていただきたいなあという思いです。

僕もちょっと話が変わってくるかもしれませんが、議場で一般質問をさせていただいて、これやりますよ、あれやりますよというような話があって、結局これが何年も動かずに、昨年、もう一回議場でやりますよ、設置管理許可制度何してるのという話をしたら、サウンディング型調査をやりますという話で、そこから1年間、結局、ちょうど1年経つんですけど

ど、何の報告も、何件何があったという話もないという状況で、この4年間、本当に全く動かなかったというのが私の実感なので、ぜひスピード感をもってやっていただきたいというのが要望でございます。

よろしく願いいたします。

【塚口 会長】 ありがとうございます。

それでは、西林委員さん、お願いいたします。

【西林 委員】 御説明ありがとうございました。そしてまた、ここまで取り組んでいただいておりますことに、本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

意見は、いらはら委員とほぼ同様でございます。やはりスピード感というものですかね。どうしても比較対象として、私の感覚としては大阪城公園であったり、天王寺公園であったり、そういうところでどうしてもなってしまうので、さまざまな課題、そしてまた、ハードルがあるんでしょうけれども、頑張っていたらなというのが意見の1つでございます。

サウンディング調査もやっていただいて、今、指定管理の方が5年ぐらい残っているんですかね、5年になるのか数字が間違っていたらすみません。サウンディング調査、これ企業等に依頼されたかね。この企業というのは、当然、コストをかけて、このサウンディング調査にも参加されて、いろんなイメージを描いて、図面を引いて書いてやっておられます。

これがすぐに当然実現していくというのならば、このサウンディング調査に参加して投資した意味も出てくるんですけれども、これが何年も先、まだまだ時間もかかりますということであると、大阪府に対する信頼というんですか、何なんだと、せっかくの投資も、絵を描いても5年も経てば、またニーズも変わってきて、全然違うものをもう一回、1から100まで

描かなあかんと、そういうずれが出てきてしまうというような声も実は聞いております。ぜひこういった部分も踏まえて、今後ちょっと対応していただけたらと思います。

また、大泉緑地のほうも、それも局所的な話なんで、またこの後に御報告いただけたらと思うんですが、もともとの予定地というのがあったかと思うんですけれども、公園の敷地、この敷地を買収に来られるであろうということで、地域の方は田んぼのままとか、これは大阪府が買いに来るんだということで、ずっと何十年も守り通している方もおられるんですけれども、聞く話では、堺市との協議で、もう範囲を狭めるんだとか、狭めないんだとか、いろいろ話が出ているようなのですけれども、実際に今、どうなっているのかというのを、後刻、お知らせいただけたらなと思います。よろしくお願いします。

【塚口 会長】 最後におっしゃったことは、後ほどでよろしいわけでしょうか。ありがとうございます。

他御発言ございますでしょうか。どうぞ。

【澤木 委員】 2点ほど意見として述べさせていただければと思います。1点は、基本方針の4番の「誰もが安全・安心・快適に利用できる公園づくり」あるいは5番の「府民の命を守る公園づくりの推進」というところに多分含まれていると思うんですけれども、今年の台風21号のように、このごろ自然災害が激甚化しています。特に風の被害です。今までは降雨とか地震とかが着目されているんですけど、台風が強力になることによって、風の被害で昨年、服部緑地も含め、大阪市内の公園もかなり大きな木が倒れたりして被害が出て、周辺の人家であったり、利用者の人命にかかわるような大きな被害になったかもしれない倒木が一杯発生していますので、公園自身がそういう防災拠点としての機能を持つ意味も含めて、

強靱な公園になるように、しっかりと公園管理を、災害に強いという意味からも、管理を強化していくという点を望みたいのが1点です。

それから、「てんしば」とかいろんなどころで民間の知恵とかが導入されて、公園が非常に活性化されて、利用者も増えている。そういう点はそれで結構なんですけれども、民間の運営のベースになってきますと、今度、公園を主体的に利用しようとする市民とか市民団体とかが公園のマネジメントとか利用、企画に参入しにくくなる部分も出てくる恐れもありますので、そういったことがないように、公共財産ですから、みんなで運営していけるようなマネジメントのあり方、そういうところもしっかりと考えておいていただければと思います。

【塚口 会長】 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。よろしゅうございますか。

御意見も出尽くしたと判断いたします。

それでは、最終報告をこれで終わらせていただきます。

長時間になりましたが、以上で本日の全ての審議は終了いたしました。

本日御審議いただきました議案につきましては、直ちに事務局で必要な手続を進めさせます。

委員の皆様方には、円滑な議事の進行に御協力をいただき、ありがとうございました。

それでは、事務局に進行をお返しいたします。

7 閉会

【司会】 長時間にわたる御審議ありがとうございました。

本日の御審議、いただきました御意見を踏まえ、大阪府において必要な

手続を進めてまいります。

以上をもちまして、平成30年度第1回大阪府都市計画審議会を閉会します。

本日はどうもありがとうございました。

(午後 0時30分)